

7 原子力災害対策計画編

目 次

第 1 章 総 則

第 1 節	計画の目的	1
第 2 節	計画の性格	1
第 3 節	防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱	2
第 4 節	計画の対象となる範囲及び対応	8
第 5 節	原子力災害対策を重点的に実施すべき区域の防護措置の実施	9
第 6 節	施設敷地緊急事態等に該当しない事故への対応	9

第 2 章 原子力災害事前対策

第 1 節	原子力施設の安全確保の基本方針	10
第 2 節	放射線の監視等	10
第 3 節	国・県・関係市町村等との連携	10
第 4 節	災害応急体制及び設備の整備	11
第 5 節	原子力事業者における防災体制の確立等	14
第 6 節	情報の収集・連絡体制等の整備	16
第 7 節	情報伝達・住民広報体制の確立	18
第 8 節	避難計画等の整備	19
第 9 節	要配慮者への対応	21
第10節	防災関係資機材の整備	22
第11節	物資の調達、供給活動	22
第12節	緊急輸送活動体制の整備	23
第13節	緊急被ばく医療体制の確立	23
第14節	教育及び防災訓練等の実施	24
第15節	住民に対する防災知識の普及	27
第16節	行政機関の業務継続計画の策定	27

第 3 章 緊急事態応急対策

第 1 節	基本方針	28
第 2 節	警戒事態発生時における連絡及び初期活動	28
第 3 節	施設敷地緊急事態発生時における連絡	31
第 4 節	茨城町原子力災害対策本部等の設置	32
第 5 節	事故発生事業所の原子力防災要員等の派遣	40
第 6 節	関係機関等への応援要請及び派遣要請等	41
第 7 節	情報収集・広報	42
第 8 節	避難・屋内退避	45
第 9 節	要配慮者への対応	51
第10節	緊急輸送	52
第11節	救助・救急、消火及び医療活動	54
第12節	飲食物等に関する措置	55
第13節	防災業務関係者の安全確保	57
第14節	自発的支援の受け入れ等	58
第15節	行政機関の業務継続に関する措置	58

第4章 原子力災害中長期対策

第1節	基本方針	59
第2節	緊急事態解除宣言後の対応	59
第3節	放射物質の除去等	59
第4節	各種規制措置の解除	59
第5節	広報	60
第6節	被害状況の調査等	60
第7節	住民等の健康影響調査等の実施	61
第8節	事故発生事業者の原子力防災要員の派遣等	61
第9節	物価の監視	61

第 1 章 総 則

第 1 節 計画の目的

この計画は、「災害対策基本法」（昭和36年法律第223号）及び「原子力災害対策特別措置法」（平成11年法律第156号、以下「原災法」という。）に基づき、原子力事業者の原子炉の運転等（加工、原子炉、貯蔵、再処理、廃棄、使用（保安規定を定める施設））により放射性物質又は放射線が異常な水準で事業所外へ放出されることによる原子力災害の発生及び拡大を防止し、原子力災害の復旧を図るために必要な対策について、本町にかかる防災関係機関がとるべき措置を定め、総合的かつ計画的な原子力防災事務又は業務の遂行によって、住民の生命、身体及び財産を原子力災害から保護することを目的とする。

第 2 節 計画の性格

1 茨城町の地域にかかる原子力災害対策の基本となる計画

この計画は、本町の地域にかかる原子力災害対策の基本となるものであり、国の防災基本計画及び原子力災害対策指針、県の地域防災計画に基づいて作成したものであって、指定行政機関、指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関が作成する防災業務計画と抵触することがないように、緊密に連携を図った上で作成されたものである。

町等関係機関は想定される全ての事態に対して対応できるよう対策を講じることとし、たとえ不測の事態が発生した場合であっても対処し得よう柔軟な体制を整備するものとする。

2 町地域防災計画における他の災害対策との関係

この計画は、「茨城町地域防災計画」の「原子力災害対策計画編」として定めるものであるが、この計画に定めのない事項については、「茨城町地域防災計画」（地震災害対策計画編等）に拠るものとし、放射性物質等の事業所外運搬中の事故等に対する対策については、「茨城町地域防災計画」（危険物等災害対策計画編）に拠るものとする。

3 計画の作成又は修正

この計画は、災害対策基本法第42条の規定に基づき、毎年検討を加え、防災基本計画、県の地域防災計画又は町の体制、組織等の見直し等により修正の必要があると認める場合にはこれを変更するものとする。

第3節 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱

原子力防災対策に関し、町は、県及び防災関係各機関と協力し、職員の教育、訓練、設備、資機材の整備等により各機関自らの事務又は業務を処理するために必要な体制を平常時から整備しておくほか、おおむね次の事務又は業務を処理するものとする。

第1 町が行う業務

- ア 地域防災計画（原子力災害対策計画編）の作成及び修正
- イ 災害状況等の把握及び関係機関への通報連絡
- ウ 消防対策
- エ 町災害対策本部又は町災害警戒本部の設置及び解散
- オ ボランティアの受け入れ
- カ 住民に対する広報及び情報伝達
- キ 住民の避難、屋内退避等、救助及び立入制限
- ク 緊急被ばく医療措置への協力
- ケ 被ばく者、一般傷病者の救急搬送
- コ 飲食物の摂取制限等
- サ 緊急輸送及び必要物資の調達、供給
- シ 環境中の放射性物質の除去等
- ス 各種制限措置の解除
- セ 被害状況の調査及び被災者の生活の支援
- ソ 県の行う原子力防災対策に対する協力

第2 町教育委員会の行う業務

- ア 幼児、児童、生徒への防災知識の普及
- イ 幼児、児童、生徒の避難、屋内退避等の実施
- ウ 避難、屋内退避等にかかる学校施設の使用への協力

第3 県及びその他原子力防災機関の業務

1 茨城県

- ア 県地域防災計画（原子力災害対策計画編）の作成及び修正
- イ 環境放射線の監視
- ウ 災害状況等の把握及び関係機関への通報連絡
- エ 県災害対策本部等の設置、解散
- オ 自衛隊、国の専門家の派遣要請、受け入れ
- カ 所在、関係周辺市町村の防災対策に関する指示、指導、助言及び協力
- キ 隣接県、市町村等への防災対策に関する情報伝達、応援協力要請等
- ク ボランティアの受け入れ
- ケ 緊急時環境放射線モニタリング（以下「緊急時モニタリング」という。）の実施
- コ 県民に対する広報及び情報伝達
- サ 住民の避難、屋内退避等、救助及び立入制限に関する所在、関係周辺市町村への指示
- シ 緊急被ばく医療措置の実施
- ス 飲食物の摂取制限に関する所在、関係周辺市町村等への指示
- セ 緊急輸送及び必要物資の調達
- ソ 環境中の放射性物質の除去等
- タ 各種制限措置の解除
- チ 被害状況の調査及び被災者の生活の支援

2 茨城県教育委員会

- ア 幼児、児童、生徒への防災知識の普及
- イ 幼児、児童、生徒の避難、屋内退避等の実施
- ウ 避難、屋内退避等にかかる学校施設の使用への協力

3 茨城県警察本部

- ア 防護対策区域にかかる立入制限、交通規制、住民の避難誘導等の警備

4 その他の市町村

- ア 住民に対する広報及び情報伝達
- イ 避難所の開設、避難誘導等への応援

5 指定地方行政機関

（1）関東管区警察局

- ア 管区内各県警察の災害警備活動及び相互援助の調整
- イ 警察通信の確保と統制
- ウ 管区内各県警察及び防災関係機関等からの情報収集並びに連絡、通報

（2）関東財務局

- ア 地方公共団体に対する災害融資
- イ 原子力災害時における金融機関の緊急措置の指示
- ウ 国有財産の無償貸与

- (3) 関東信越厚生局
 - ア 関係職員の現地派遣
 - イ 関係機関との連絡調整
- (4) 関東経済産業局
 - ア 原子力事業所の災害に関する情報収集及び防災に関する協力
 - イ 生活必需品、普及資材など防災関係物資の円滑な供給確保
 - ウ 商工鉦業の事業者の業務の正常な運営確保
 - エ 被災中小企業の振興
- (5) 茨城労働局
 - ア 労働者の被ばく管理の監督指導
 - イ 労働災害調査及び労働者の労災補償
 - ウ 原子力事業所の事故の際における労働者健康管理の指示
- (6) 関東農政局
 - ア 主要食糧の需給調整
 - イ 被災地周辺農林畜水産物等の安全性の確認
 - ウ 災害時における生鮮食料品等の供給
 - エ 被災農林漁業者等への災害金融措置の要請
 - オ 風評災害等の防止対策
- (7) 関東地方整備局
 - ア 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え
 - イ 原子力防災に関する研究等の推進
 - ウ 情報の収集、連絡、緊急連絡体制及び通信の確保
 - エ 活動体制の確立
 - オ 関係者への的確な情報伝達活動
 - カ 災害復旧に関すること
- (8) 関東森林管理局
 - ア 国有林野等の被害状況に関する情報の収集及び提供
 - イ 国有林野内の放射性物質の汚染対策
- (9) 関東運輸局
 - ア 自動車運送業者に対する運送協力要請
 - イ 自動車及び被災者、災害必需物資等の輸送調整
 - ウ 応急海上輸送の輸送力の確保
- (10) 東京航空局（百里空港事務所）
 - ア 原子力施設上空の飛行規制とその周知徹底
 - イ 飛行場使用の相互調整
- (11) 第三管区海上保安本部（茨城海上保安部）
 - ア 船艇、航空機等による原子力災害情報の伝達
 - イ 避難に関する情報の伝達、避難誘導等
 - ウ 海上における緊急時モニタリングの支援
 - エ 通行船舶に対する航行の制限及び航泊禁止等の措置
 - オ 海上における救助、救急活動
 - カ 緊急輸送に関すること
 - キ 海上における治安の確保
- (12) 東京管区气象台（水戸地方气象台）
 - ア 気象状況の把握
 - イ 気象に関する資料、情報の提供
 - ウ 緊急時モニタリングへの支援

(13) 関東総合通信局

- ア 非常無線通信の確保等及び関東地方非常通信協議会の運営
- イ 防災及び災害対策用無線局の開設、整備についての指導
- ウ 災害対策用無線機及び災害対策用移動電源車の貸し出し
- エ 非常災害時における重要通信の疎通を確保するため、無線局の開局、周波数等の指定変更及び無線設備の設置場所等の変更を口頭等により許認可を行う特例措置の実施（臨機の措置）
- オ 電気通信事業者及び放送局の被災、復旧状況等の情報提供

6 自衛隊

- ア 緊急時モニタリングの支援
- イ 被害状況の把握
- ウ 避難の援助
- エ 行方不明者等の搜索援助
- オ 消防活動
- カ 応急医療、救護
- キ 人員及び物資の緊急輸送
- ク 危険物の保安及び除去
- ケ その他災害応急対策の支援に関すること

7 指定公共機関

- (1) 東日本電信電話株式会社（茨城支店）
 - ア 公共機関等の防災関連の重要通信及び避難所等の臨時回線の優先的確保
- (2) 株式会社NTTドコモ（茨城支店）
 - ア 防災関係機関や避難所等の通信の確保
- (3) KDDI株式会社（水戸支店）
 - ア 防災関係機関や避難所等の通信の確保
- (4) 日本銀行（水戸事務所）
 - ア 通貨の円滑な供給の確保
 - イ 金融機関の間の資金決済の円滑の確保
 - ウ 金融機関の業務運営の確保
 - エ 金融機関による金融上の措置の実施
 - オ 上記各業務にかかる広報
- (5) 日本赤十字社（茨城県支部）
 - ア 医療救護活動の実施
 - イ 災害救助への協力
 - ウ 救援物資の配分
- (6) 日本放送協会（水戸放送局）
 - ア 広報
 - イ 原子力災害情報及び各種指示等の伝達
- (7) 東日本高速道路株式会社（関東支社）
 - ア 高速自動車国道等の交通の確保
- (8) 国立研究開発法人日本原子力研究開発機構（以下「原子力機構」という。）
原子力緊急時支援・研修センター（以下「支援・研修センター」という。）
を通じての次のような原子力防災対策への支援、協力
 - ア 国、県、所在、関係周辺市町村が実施する原子力防災対策への積極的な支援、協力（緊急時モニタリング、緊急被ばく医療活動、広報活動等）

- イ 原子力事業者が実施する原子力防災対策への専門的、技術的支援（事故拡大防止、汚染拡大防止等）
 - ウ 原子力防災に必要な教育、訓練
- (9) 国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構
- ア 国、県、所在、関係周辺市町村が実施する原子力防災対策への積極的な支援、協力（緊急時モニタリング、緊急被ばく医療活動、広報活動等）
 - イ 原子力事業者が実施する原子力防災対策への専門的、技術的支援（事故拡大防止、汚染拡大防止等）
 - ウ 原子力防災に必要な教育、訓練
- (10) 日本原子力発電株式会社
- ア 国、県、所在、関係周辺市町村が実施する原子力防災対策への積極的な支援、協力（緊急時モニタリング、緊急被ばく医療活動、広報活動等）
 - イ 原子力事業者が実施する原子力防災対策への専門的、技術的支援（事故拡大防止、汚染拡大防止等）
 - ウ 原子力防災に必要な教育、訓練
- (11) 東日本旅客鉄道株式会社（水戸支社）、日本貨物鉄道株式会社（水戸営業支店）
- ア 災害対策用物資及び避難者の輸送への協力
- (12) 日本通運株式会社（茨城支店）
- ア 災害対策用物資の輸送への協力
- (13) 東京電力パワーグリッド株式会社（茨城総支社）
- ア 災害時における電力供給に関すること
- (14) 日本郵便株式会社（関東支社）
- ア 被災者に対する郵便葉書等の無償交付
 - イ 被災者が差し出す郵便物の料金免除
 - ウ 被災地あて救助用郵便物の料金免除
 - エ 災害時における郵便局窓口業務の維持に関すること

8 指定地方公共機関

- (1) 医療関係団体（一般社団法人茨城県医師会、公益社団法人茨城県看護協会、公益社団法人茨城県薬剤師会）
- ア 緊急被ばく医療等の医療救護活動への協力
 - イ 健康影響調査（健康診断等）への協力
- (2) 運輸機関（茨城交通株式会社、関東鉄道株式会社、鹿島臨海鉄道株式会社、一般社団法人茨城県トラック協会、ジェイアールバス関東株式会社、一般社団法人茨城県バス協会）
- ア 避難者及び災害対策用物資の輸送協力
- (3) 報道機関（株式会社茨城新聞社、株式会社茨城放送）
- ア 広報
 - イ 原子力災害情報及び各種指示等の伝達

9 公共的団体及びその他防災上重要な施設の管理者

- (1) 農業協同組合（茨城町では、水戸農業協同組合南部営農資材センター）
- ア 汚染農産物の出荷制限等応急対策の指導
 - イ 食糧供給支援
- (2) 森林組合（茨城町では、該当なし）
- ア 汚染林産物に関する対策の指導

- (3) 漁業協同組合（茨城町では、大湊沼漁業協同組合）
 - ア 漁船等への広報協力
 - イ 汚染水産物の出荷制限等応急対策の指導
- (4) 商工会議所、商工会（茨城町では、茨城町商工会）
 - ア 救助用物資、復旧資材の確保、協力、斡旋
- (5) 学校法人
 - ア 幼児、児童、生徒への防災知識の普及
 - イ 幼児、児童、生徒の避難、屋内退避等の実施
 - ウ 避難、屋内退避等にかかる学校施設の使用への協力
- (6) 公益社団法人茨城原子力協議会
 - ア 広報
 - イ 県、市町村が実施する災害応急対応への協力
- (7) 原災法対象原子力事業所（指定公共機関としての業務を除く）
 - ア 原子力事業者防災業務計画の作成及び修正
 - イ 原子力施設の危険時の措置を含む防災管理
 - ウ 防災上必要な社内教育及び訓練
 - エ 自衛防災組織の充実、強化
 - オ 環境放射線監視の実施及び協力
 - カ 通報連絡
 - キ 事故拡大防止及び汚染拡大防止措置
 - ク 災害状況の把握及び報告
 - ケ 緊急時モニタリングの実施及び協力
 - コ 緊急被ばく医療活動の実施及び協力
 - サ その他、県、所在、関係周辺市町村が実施する原子力防災対策への積極的な協力
- (8) その他の原子力事業所（指定公共機関としての業務を除く）
 - ア 緊急時モニタリングへの協力
 - イ その他、県、所在、関係周辺市町村が実施する原子力防災対策への積極的な協力
- (9) 報道機関（日本放送協会（水戸放送局）、株式会社茨城新聞社及び株式会社茨城放送を除く）
 - ア 広報
 - イ 原子力災害情報及び各種指示等の伝達
- (10) 公益社団法人茨城県診療放射線技師会、公益社団法人茨城県臨床検査技師会
 - ア 緊急被ばく医療活動への協力
 - イ 健康影響調査（健康診断等）への協力

第4節 計画の対象となる範囲及び対応

1 原災法対象事業所及び原子力災害対策重点区域

この計画の対象となる原子力事業所は、原災法第2条第4号に規定する原子力事業所（以下、「原災法対象事業所」という。）とし、原子力災害対策を重点的に実施すべき区域（以下、「原子力災害対策重点区域」という。）を設定する施設及び当該原子力災害対策重点区域の範囲は、原子力災害対策指針、茨城県地域防災計画（原子力災害対策計画編）、原子力災害に備えた茨城県広域避難計画、試験研究炉等にかかる原子力災害に備えた茨城県「屋内退避及び避難誘導計画」ガイドラインにおいて示されている予防的防護措置を準備する区域（PAZ）及び緊急防護措置を準備する区域（UPZ）の目安を基準とする。

表1 原災法対象事業所及び原子力災害対策重点区域^{注1}

	原災法対象事業所	原子力災害対策重点区域		
		重点区域を設定する原子力施設	重点区域の範囲	対象地区
東海、 那珂地区	・日本原子力発電㈱ 東海発電所、東海第二発電所 （略称：原電東海） 〔東海村〕	発電用原子炉施設	(UPZ) 約30km	川根（南川又、南栗崎、野曾、駒渡、蕎麦原、越安、奥谷、下土師、下飯沼、上飯沼、飯沼、木部、）、大戸（近藤、桜の郷、常井、馬渡、大戸）、長岡（前田、小鶴、谷田部、長岡、長岡（矢頭））、石崎（上石崎、若宮、中石崎、下石崎）、沼前（網掛、宮ヶ崎、駒場、神宿、海老沢、城之内、小堤）、上野合（神谷、南島田、鳥羽田、秋葉、上雨ヶ谷、下雨ヶ谷、生井沢、下座、小幡）
大洗、 鉾田地区	・国立研究開発法人日本原子力研究開発機構大洗研究所 （略称：機構大洗） 〔大洗町、鉾田市〕	試験研究用等原子炉施設（常陽）	(UPZ) 約5km	下石崎（遠西、長洲、台、前谷、後谷）、中石崎（中石崎、榊原、宮前）
		試験研究用等原子炉施設（HTTR）		下石崎（遠西、長洲、台、前谷、後谷）、中石崎（中石崎、榊原、宮前）、網掛（網掛、昭和）
		試験研究用等原子炉施設（JMTTR）		

※注1）：原子力災害対策指針における予防的防護措置を準備する区域（PAZ：Precautionary Action Zone）、緊急防護措置を準備する区域（UPZ：Urgent Protective action Planning Zone）

2 計画における対応

この計画では、表1に掲げる事業所を対象に、原子力災害が発生（過酷事故、自然災害と相前後して発生する事故を含む。）した場合を想定し、町及び県等が行う以下の各種防災活動を規定する。

- ・ 緊急時モニタリングの実施
- ・ 広報の実施
- ・ 避難・屋内退避等の方法
- ・ 安定ヨウ素剤の予防的服用

- ・ 緊急被ばく医療の実施（スクリーニングを含む。）
- ・ 飲食物等の摂取・出荷制限の措置
- ・ 緊急輸送の体制の確立
- ・ 飲食物・生活必需品の供給
- ・ 交通規制
- ・ 治安の確保
- ・ その他防災対策活動に必要な事項

第5節 原子力災害対策を重点的に実施すべき区域の防護措置の実施

1 原子力施設等の状態に応じた防護措置の実施

全面緊急事態となった際は、UPZ内において、予防的な防護措置（屋内退避）を原則実施することとする。

2 放射性物質が環境へ放出された場合の防護措置の実施

放射性物質が環境へ放出された場合には、緊急時モニタリングによる測定結果を、防護措置の実施を判断する基準である運用上の介入レベル（OIL）と照らし合わせ、必要な防護措置を実施することとする。

第6節 施設敷地緊急事態等に該当しない事故への対応

施設敷地緊急事態等に該当しない事故に対しても、事故に対する住民の不安、動揺等の緩和を図るため、周辺住民が受ける恐れがある被ばく線量に着目して、県による事故のケース分類に基づき、事故の状況に応じた環境放射線モニタリングの強化、町民への積極的な情報提供、注意喚起等の対応を図る。

第 2 章 原子力災害事前対策

第 1 節 原子力施設の安全確保の基本方針

- 1 原子力事業者は、安全が全てに優先するとの原則の下、原子力施設及びその周辺の安全を確保し、もって住民の健康を保護する責務を有することを認識し、関係諸法令、原子力安全協定等の遵守はもとより、自己の原子力施設の使用、運転、管理に万全の措置を講ずるものとする。
- 2 町は、原子力安全協定等を積極的に運用することにより、原子力施設の使用、運転、管理が安全第一に行われるように、原子力事業者に対して、県と密接に連携しながら安全管理体制等について確認するとともに、適時適切な要請を行うものとする。

第 2 節 放射線の監視等

町は、県、原子力事業者が実施している環境放射線の監視結果及び県の環境放射線監視委員会における監視結果の総合的な評価を定期的に確認することとする。

また、原子力防災対策が迅速かつ確実に実施できるよう、各種資料の収集を図るものとする。

第 3 節 国・県・関係市町村等との連携

1 茨城県原子力防災連絡協議会の活用

町は、地域防災計画（原子力災害対策計画編）の作成及び修正、原子力事業所の防災体制に関する情報の収集及び連絡、地域ごとの防災訓練の実施、オフサイトセンターの防災拠点としての活用、住民に対する原子力防災に関する情報伝達、事故時の連絡体制、防護対策などの対応等について、国、県、所在・関係周辺市町村、警察、自衛隊、海上保安庁、消防機関、原子力事業者、指定（地方）公共機関等と「茨城県原子力防災連絡協議会」の場等を通じて、平常時より密接な連携を図るものとする。

2 原子力防災専門官との連携

町は、県等と連携して、地域防災計画（原子力災害対策計画編）の作成、原子力事業者の防災体制に関する情報の収集及び連絡、地域ごとの防災訓練の実施、オフサイトセンターの防災拠点としての活用、住民等に対する原子力防災に関する情報伝達、事故時の連絡体制、防護対策（避難計画の策定を含む）、広域連携などの緊急時対応等については、原子力防災専門官と密接な連携を図り、実施するものとする。

第4節 災害応急体制及び設備の整備

1 町の活動体制の整備

(1) 警戒態勢をとるために必要な体制

町は、警戒事態又は施設敷地緊急事態発生 of 通報を受けた場合（及び大規模自然災害（立地市町村で震度5弱以上）が発生した場合）、速やかに職員の非常参集、情報の収集、連絡が行えるよう、あらかじめ非常参集職員の名簿等を含む体制図を作成し、参集基準や連絡経路を明確にしておくなど、職員の参集体制の整備を図るものとする。また、事故対策のための警戒態勢をとるためのマニュアル等の作成など必要な体制を整備するものとする。

(2) 災害対策本部体制等の整備

町は、警戒事態発生 of 通報を受けた場合に、副町長を本部長とする災害警戒本部を迅速、的確に設置、運営するため、災害警戒本部の設置場所、職務権限、本部の組織、所掌事務、職員の参集配備体制、本部運営に必要な資機材の調達方法等についてあらかじめ定めておくものとする。

町は、施設敷地緊急事態が発生した場合及び内閣総理大臣が原子力緊急事態宣言を発出した場合に、町長を本部長とする災害対策本部を迅速、的確に設置、運営するため、災害対策本部の設置場所、職務権限、本部の組織、所掌事務、職員の参集配備体制、本部運営に必要な資機材の調達方法等についてあらかじめ定めておくものとする。

また、町は、迅速な防護対策の実施が必要となった場合に備え、防護対策の指示を行うための体制について、あらかじめ定めておくものとする。この際 of 意思決定については判断の遅滞がないよう、意思決定者への情報の連絡及び指示のための情報伝達方法と、意思決定者不在時の代理者をあらかじめ取り決めておくものとする。

(3) オフサイトセンターにおける立ち上げ準備体制

町は、警戒事態又は施設敷地緊急事態発生 of 通報を受けた時、現地での応急対策の拠点となるオフサイトセンターが直ちに機能するよう、あらかじめ職員の派遣体制、必要な資機材等を整備するものとする。

(4) 現地事故対策連絡会議への職員の派遣体制

町は、オフサイトセンターにおいて、防災関係機関が情報を共有し、調整を行う現地事故対策連絡会議へ職員を迅速に派遣するため、あらかじめ派遣職員を指定するとともに、派遣手段等を定めておくものとする。

また、現地事故対策連絡会議と即座に連携し活動できるよう、あらかじめ国、所在・関係周辺市町村、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構（以下「原子力機構」という。）等と十分協議しておくものとする。

(5) 原子力災害合同対策協議会への職員の派遣体制

町は、オフサイトセンターにおいて、防災関係機関が一堂に会し、各種防護対策を実施、調整する原子力災害合同対策協議会に派遣する職員をあらかじめ定めるとともに、機能班における役割、権限等について、原子力防災専門官と協議し定めておくものとする。

(6) 緊急時モニタリング体制

町は、町域内で実施する県の緊急時モニタリングへの協力を行うための体制を整備するものとする。

2 オフサイトセンターの整備、管理等

- (1) 県は、原子力災害発生時に、国、市町村、事業者等の関係者が一堂に会して、住民がとるべき行動の基本的指針の検討・協議、事故状況や応急対策の実施状況などの基本情報の集約・整理を行い、緊急時モニタリング、被ばく医療、避難やこれら住民への情報発信等の防護対策を円滑に実施するため、ひたちなか市西十三奉行地区にオフサイトセンターを整備する。
- (2) オフサイトセンターは、自然災害や避難のための立退きの勧告又は指示を受けた区域に含まれるなどにより使用できない場合には、移転先を「つくば国際会議場」又は「茨城県教育研修センター」とする。なお、応急対策等の内容と国・県・市町村等の役割分担は、おおむね図1のとおりとする。
- (3) 町は、原子力事業所において施設敷地緊急事態が発生した場合に、オフサイトセンターに設置される国の現地事故対策連絡会議及び原子力緊急時支援・研修センターと即座に連携し活動できるよう、あらかじめ国、所在・関係周辺市町村、原子力事業者、原子力機構等と十分協議しておくものとする。

3 広域的応援体制の整備、充実

- (1) 町は、県の協力のもと、他の市町村間との応援協定の締結の促進を図り、応援体制の整備、充実を図る。
- (2) 町は、県とともに、広域の市町村間の協定等に基づく消防相互応援体制の強化、緊急消防援助隊による救助活動等の支援体制の充実等、市町村相互の応援体制の整備、充実に努める。
- (3) 町は、知事に対し、自衛隊への派遣要請が迅速に行えるよう、あらかじめ要請の手順、連絡窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、受け入れ体制の整備等必要な準備を整えておくものとする。

4 長期化に備えた動員体制の整備

町は、国、県、所在・関係周辺市町村、関係機関と連携し、事態が長期化した場合に備え、職員の動員体制をあらかじめ整備しておくものとする。

図1 原子力緊急事態宣言発出後における応急対策等の内容と国、県、市町村等の役割分担

応急対策等の内容	原子力事業所	国	県	市町村
○緊急時モニタリング	協力	緊急時モニタリングセンター		参加
○防護措置の実施方針	原子力災害合同対策協議会（オフサイトセンター）での連携			
・避難・屋内退避		県・市町村に指示	市町村に連絡・伝達・確認	住民に指示
・安定ヨウ素剤の服用		県・市町村に指示	住民に指示	住民に指示
・飲食物等の摂取制限		県に指示	市町村に指示	住民に指示
○緊急被ばく医療			実施	
○広報	原子力災害合同対策協議会（オフサイトセンター）での連携			

原子力緊急時支援・研修センターによる連携
 ・国、県、所在・関係周辺市町村が実施する原子力防災対策への積極的な支援・協力（緊急時モニタリング、緊急被ばく医療活動、広報活動等）
 ・原子力事業者が実施する原子力防災対策への専門的・技術的支援（事故拡大防止、汚染拡大防止等）

第5節 原子力事業者における防災体制の確立等

原子力事業者は、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律、電気事業法等の規定に基づき、原子力災害の発生防止に関し万全の措置を講ずるとともに、災害対策基本法及び原災法の規定に基づき、原子力災害（原子力災害が生ずる蓋然性を含む。）の拡大の防止及び原子力災害の復旧に関し、必要な措置を講ずる。

また、原子力事業者は、平常時から県、所在・関係周辺市町村と協調し、防災情報の収集及び提供等の相互連携体制を整備しておくとともに、自衛消防体制の充実強化に努めるものとする。

1 町と原子力事業者との連携

(1) 地域防災計画（原子力災害対策計画編）の尊重

原子力事業者が原子力災害対策を実施する際には、町が作成する地域防災計画（原子力災害対策計画編）にも従うこととし、平常時から、同計画を原子力防災要員等に周知徹底する。

(2) 原子力事業者防災業務計画の作成・検討・修正

町に関係する原子力事業者は、その原子力事業所ごとに、原子力災害の発生及び拡大の防止並びに原子力災害の復旧を図るために必要な業務について、原子力事業者防災業務計画を作成する。

原子力事業者は、毎年、当該計画に検討を加え、必要があるときはこれを修正しなければならない。

原子力事業者は、当該計画を作成し、又は修正したときは、速やかに国に届け出るとともに、その要旨を公表する。

原子力事業者は、国に提出した原子力事業者防災業務計画作成（修正）届出書の写し及び当該計画書の要旨を、町防災担当課長あて報告するものとする。

(3) 原子力防災教育、訓練

原子力事業者は、施設の運転を常時安全に行うとともに、原子力災害時に的確な応急対策活動がとれるよう、定期的に各種規定の教育、放射線防護を含めた原子力災害時の各種措置の訓練を行うものとする。

また、原子力事業者は、町が実施する原子力防災訓練に対し共催又は参加・協力する。

2 原子力事業者防災業務計画に関する協議等

(1) 町は、原災法第7条第2項に基づき原子力事業者が作成又は修正しようとする原子力事業者防災業務計画について、県から意見聴取を受けたときは、町地域防災計画と整合性を保つ等の観点から検討し、速やかに意見を文書で回答するものとする。

(2) 町は、関係周辺市町村に所在する原子力事業者から原子力防災組織の原子力防災要員の現況、原子力防災管理者又は副原子力防災管理者の選任又は解任、放射線測定設備及び原子力防災資機材の現況について届出があった場合、当該届出を受理又は、その写しを速やかに県から受領するものとする。

3 報告の徴収と立入調査

(1) 町は、原子力事業者が行う原子力災害の予防（再発防止を含む。）等のための措置が適切に行われているかどうかについて、以下の方法により確認するものとする。

- ア 町は、必要に応じ、原子力施設周辺の安全確保及び環境保全に関する協定書（以下「原子力安全協定」という。）に基づき、原子力事業者から報告を徴収し、適時適切な立入調査を実施する。
 - イ 町は、必要に応じ、原災法第31条及び第32条の規定に基づき、原子力事業者から報告の徴収及び適時適切な立入検査を実施する。
- （２）立入検査を実施する町の職員は、町長から立入権限の委任を受けたことを示す身分証明書を携帯して、立入検査を行うものとする。

第6節 情報の収集・連絡体制等の整備

1 情報の収集、連絡体制の整備

(1) 町と関係機関相互の連携体制の確保

町は、原子力災害に対し万全を期すため、国、県、所在・関係周辺市町村、原子力事業者その他防災関係機関との間において確実な情報の収集、連絡体制を確保することを目的として次の項目を定め、関係機関で情報を共有し、これらの防災拠点間における情報通信のためのネットワークを強化するものとする。

- ・事業者からの連絡を受信する窓口（夜間、休日等の勤務時間外の対応、通信障害時なども考慮した、代替となる手段や連絡先を含む）
- ・防護対策に係る社会的状況把握のための情報収集先
- ・防護対策の決定者への連絡方法（報告内容、通信手段、通常的意思決定者が不在の場合の代替者（優先順位つき）を含む。）
- ・関係機関への指示連絡先（夜間、休日等の勤務時間外の対応、通信障害時なども考慮した、代替となる手段（衛星電話等非常用通信機器等）や連絡先を含む。）

(2) 機動的な情報収集体制

町は、機動的な情報収集活動を行うため、国及び県、所在・関係周辺市町村と協力し、車両などの多様な情報収集手段を活用できる体制の整備を図るものとする。

(3) 情報の収集・連絡にあたる要員の指定

町は、迅速かつ的確な災害情報の収集・連絡の重要性に鑑み、発災現場の状況等について情報の収集・連絡にあたる要員をあらかじめ指定しておくなど体制の整備を図るものとする。

(4) 非常通信協議会との連携

町は、国、地方公共団体、電気通信事業者等の防災関係機関で構成する非常通信協議会と連携し、非常通信体制の整備、有・無線通信システムの一体的運用及び応急対策等緊急時の重要通信の確保に関する対策の推進を図るものとする。

(5) 移动通信系の活用体制

町は、関係機関と連携し、移動系防災無線、携帯電話、漁業無線等の業務用移动通信、海上保安庁無線、警察無線、アマチュア無線等による移动通信系の活用体制の整備を図るものとする。

2 情報の分析整理

(1) 人材の育成・確保及び専門家の活用体制

町は、収集した情報を的確に分析整理するため、人材の育成・確保に努めるとともに、必要に応じ専門家の意見を活用できるような体制の整備に努めるものとする。

(2) 原子力防災関連情報の収集・蓄積と利用の促進

町は、平常時より原子力防災関連情報の収集・蓄積に努めるものとする。また、それらの情報について関係機関が円滑に利用できるよう、国及び県とともに情報のデータベース化、オンライン化、ネットワーク化についてその推進に努めるものとする。

(3) 防災対策上必要とされる資料

町は、国、県、所在・関係周辺市町村及び原子力事業者と連携して、応急対策の的確な実施に資するため、社会環境に関する資料、放射性物質及び放射線の影響予測に必要となる資料、防護資機材等に関する資料を適切に整備し、定期的に更新するとともに、対策拠点施設に適切に備え付けるとともに、これらを確実に管理するものとする。

3 通信手段・経路の多様化

町は、原子力防災対策を円滑に実施するため、国、県及び所在・関係周辺市町村と連携し、原子力施設からの状況報告や関係機関相互の連絡が迅速かつ正確に行われるよう、以下のほか、あらかじめ緊急時通信連絡網に伴う諸設備等の整備を行うとともに、その操作方法等について習熟しておく。また、通信事業者に対する移動基地局車両の派遣要請などの緊急措置について事前調整するものとする。

(1) 防災行政無線の整備

町は、住民への的確な情報伝達を図るため、防災行政無線の活用を図るものとする。なお、可聴範囲外地域の解消にも努めるものとする。

(2) 災害に強い伝送路の構築

町は、災害に強い伝送路を構築するため、国及び県と連携し、有・無線系、地上系・衛星系等による伝送路の多ルート化及び関連装置の二重化の推進を図るものとする。

(3) 機動性のある緊急通信手段の確保

町は、通信衛星を活用した通信手段を確保するため衛星携帯電話、衛星通信ネットワークの衛星車載局、可搬型衛星地球局の原子力防災への活用に努めるものとする。

(4) 災害時優先電話等の活用

町は、東日本電信電話株式会社等の電気通信事業者により提供されている災害時優先電話等を効果的に活用するよう努めるものとする。

(5) 通信輻輳の防止

町は、県、所在、関係周辺市町村及び関係機関と連携し、移動通信系の運用においては、通信輻輳時の混信等の対策に十分留意しておくものとする。このため、あらかじめ非常時における運用計画を定めておくとともに関係機関の間で運用方法について十分な調整を図るものとする。この場合、周波数割当等による対策を講じる必要が生じた時には、総務省と事前の調整を実施するものとする。

(6) 非常用電源等の確保

町は、県、所在・関係周辺市町村及び関係機関と連携し、庁舎等が停電した場合に備え、非常用電源設備（補充用燃料を含む）を整備し、専門的な知見、技術をもとに耐震性のある堅固な場所への設置等を図るものとする。

(7) 保守点検の実施

町は、県と連携して、通信設備、非常用電源設備等について、保守点検を実施し、適切な管理を行うものとする。

第7節 情報伝達・住民広報体制の確立

【本部班、秘書広聴班、地域政策班】

1 情報伝達、住民広報の手段の整備

- (1) 町は、県の支援のもとで、原子力災害に対し万全を期すため、国、所在・関係周辺市町村、オフサイトセンター、支援・研修センター及び原子力事業者その他防災関係機関との相互連絡体制を確立し、常時緊密な連携を図るとともに、これらの防災拠点間における専用通信回線、災害時優先電話、TV会議システム等を整備、確保する。
- (2) 町は、国及び県で整備される災害に関する情報を集約し共有化する機能を備える「統合原子力防災ネットワークシステム」を活用し、集約した情報から住民が理解しやすいよう情報を整理し、速やかに広報する。
- (3) 町は、防災行政無線等の整備に努めるなど、住民への情報伝達にかかる設備等の充実に努める。

2 住民等への的確な情報伝達体制の整備

町は、国、県、所在・関係周辺市町村とともに、災害対策本部等からの住民への指示や情報の伝達が正確かつ迅速に行われるよう、以下の事項をはじめとして、体制の充実に努める。

(1) 広報文例の作成

町は、県と連携して、国、原子力の専門家、学識経験者、報道機関等と十分に協議し、以下の点を考慮して広報文例を作成する。

- ア 住民への知識の普及の度合いを勘案し、科学的根拠だけでなく住民の感覚を最大限に考慮して、住民が理解できるよう（中学生が理解できるよう）情報を整理する。
- イ 放射線量のデータを伝達する場合には、その意味合いを理解するための情報（平常時の数値、法令等の基準・指標）を必ず付記する。
- ウ 事故発生事業所の場所、避難対象区域、交通規制の状況等の情報を伝達する場合には、テレビ等で生中継ができるよう必ず地図を用いる。

(2) 報道機関との連携強化

町は、放送事業者、通信社、新聞社等の報道機関の協力のもと、コミュニティ放送局、ソーシャルメディアを含むインターネット上の情報、携帯端末の緊急速報メール等の多様なメディアの活用体制の整備に努めるものとする。

(3) 外国人も含めた「住民問合せ窓口」対応体制の整備

- ア 町は、国、県と連携して、原子力の専門家、学識経験者、報道機関等と十分に協議し、あらかじめQ&A集を準備しておく。
- イ 事故発生時に個人の安否等の情報を確認できるようにするため、施設敷地緊急事態が発生した場合には電気通信事業者の災害用伝言ダイヤル等が開設されるよう、あらかじめ協議する。

第8節 避難計画等の整備

【本部班、学校教育班、生涯学習班、町民班】

1 避難計画の作成

町は、国、県、関係機関及び原子力事業所の協力のもと、避難計画を作成するものとする。

本町は、原子力災害対策指針に基づく予防的防護措置を準備する区域（PAZ）に含まれないが、緊急防護措置を準備する区域（UPZ）を含む区域に属しているため、原子力災害対策指針に基づき、段階的な避難やOILに基づく防護措置を実施するまでの間は屋内退避を行うことを原則とした避難計画等を策定するものとする。

なお、避難先からの更なる避難を避けるため、避難先は原子力災害対策重点区域外とし、町の境界を越えた広域の避難計画の策定が必要な場合においては、国及び県が中心となって市町村の間の調整を図るものとする。また、地域コミュニティの維持に着目し、同一地区の住民の避難先は同一地域に確保するよう努めるものとする。

2 避難所等の整備

（1）避難所等の整備

町は、避難先からの更なる避難を避けるため、防護措置を重点的に実施すべき区域外の学校、コミュニティセンター等公共的施設等を対象に、避難や避難退域時検査等の場所をその管理者の同意を得て避難所等としてあらかじめ指定するものとする。

避難場所の指定にあたっては、生活環境が整った施設を指定するなど要配慮者に十分配慮するとともに、風向等の気象条件により避難場所が使用できなくなる可能性を考慮し、国及び県の協力のもと、広域避難にかかる市町村間による協定の締結を推進する等、広域避難体制を整備するものとする。

（2）避難誘導用資機材、移送用資機材、車両等の整備

町は、県等と連携し、住民等の避難誘導、移送に必要な資機材、車両等の整備に努めるものとする。また、県と協力し、広域避難を想定した避難誘導用資機材、移送用資機材、車両等を確保するものとする。

3 学校等施設における避難計画の整備

学校等施設の管理者は、町、県、所在・関係周辺市町村と連携し、原子力災害時における幼児、児童、生徒及び学生（以下「生徒等」という。）の安全を確保するため、あらかじめ、避難場所、避難経路、誘導責任者、誘導方法等についての避難計画等を作成するものとする。

また、町は、県と連携し、学校等が保護者との間で、災害発生時における生徒等の保護者への引渡しに関するルールをあらかじめ定めるよう促すものとする。

4 不特定多数の者が利用する施設における避難計画の整備

斎場やショッピングセンターその他の不特定多数の者が利用する施設の管理者は、町、県、所在・関係周辺市町村と連携し、多数の避難者の集中や混乱にも配慮した避難誘導にかかる計画の作成及び訓練の実施に努めるものとする。

5 住民等の避難状況の確認体制の整備

町は、県等と連携し、避難のための立ち退きの勧告又は指示等を行った場合において、住民等の避難状況を的確に確認するための体制をあらかじめ整備しておくものとする。

なお、避難状況の確実な把握に向けて、町が指定した避難場所以外に避難をする場合があることに留意する。

6 避難場所、避難方法等の周知

町は、県等と連携し、避難や避難退域時検査等の場所、避難方法（自家用車の利用、緊急避難に伴う交通誘導等を含む。）、屋内退避の方法等について、日頃から住民への周知徹底に努めるものとする。

避難の迅速な実施のためには、具体的な避難計画を県、所在・関係周辺市町村、防災業務関係者及び対象となる住民が共通して認識することが必要となる。町は、国、県、所在・関係周辺市町村及び原子力事業者と連携のうえ、警戒事態及び施設敷地緊急事態発生後の経過に応じて周辺住民に提供すべき情報について整理しておくものとする。

第9節 要配慮者への対応

【本部班、福祉班】

1 要配慮者に対する防災体制の整備

- (1) 町は、在宅サービスや民生委員・児童委員活動等の実施により把握した避難行動要支援者名簿等により、避難行動要支援者の所在や介護体制の有無等の把握に努めるものとする。
- (2) 町は、県の協力のもと、自主防災組織、地域ケアシステムの在宅ケアチーム、ボランティア組織との連携により、高齢者、外国人、障がい者等要配慮者の避難誘導、安全確保にかかる協力体制の整備に努めるものとする。
- (3) 病院等医療機関の管理者は、県、所在・関係周辺市町村、町と連携し、原子力災害時における避難経路、誘導責任者、誘導方法、患者の移送に必要な資機材の確保、避難時における医療の維持方法等についての避難計画を作成するものとする。
- (4) 社会福祉施設等の管理者は、県、所在・関係周辺市町村、町と連携し、原子力災害時における避難場所、避難経路、誘導責任者、誘導方法、入所者等の移送に必要な資機材の確保、関係機関との連携方策等についての避難計画を作成するものとする。特に、入所者等の避難誘導体制に配慮した体制の整備を図るものとする。

2 要配慮者に配慮した情報伝達体制の確立

町は、県と連携して、要配慮者に対し迅速かつ的確に情報を伝達するため、緊急通報装置（日常生活用具給付種目の一つ）の給付促進、一斉同報システムや防災行政無線の戸別受信機の整備に努める。

特に、聴覚がい者に対しては、FAX式又は文字表示式の戸別受信機を整備するなど、迅速確実に情報を伝達できる体制、相手方の受信状況や安否の確認ができる体制の整備に努めるものとする。

3 防災知識の普及

町は、県の協力のもと、自主防災組織、ボランティア等の協力を得て、視聴覚障がい者、外国人等の要配慮者にも十分配慮した、きめ細かな防災に関する知識の普及、啓発に努める。

第10節 防災関係資機材の整備

【本部班、消防部】

1 救助、救急活動用資機材の整備

町は、県と協力し、必要な資機材の整備に努めるとともに、救助工作車、救急自動車等の整備に努めるものとする。

2 消火活動用資機材の整備

町は、平常時から県、原子力事業者等と連携を図り、原子力施設及びその周辺における火災等に適切に対処するため、消防水利の確保、消防体制の整備を行うものとする。

3 防災関係資機材の維持管理

町は、救急救助を含め、防災対策を円滑に実施するために県から貸与された測定機器、車両、ヨウ素剤等関係資機材の維持管理に努める。

4 防災業務関係者の安全確保のための資機材等の整備

- (1) 町は、国、県と協力し、応急対策を行う防災業務関係者の安全確保のための資機材を計画的に整備するものとする。
- (2) 町は、応急対策を行う防災業務関係者の安全確保のため、平常時より、国、県、所在・関係周辺市町村及び原子力事業者と相互に密接な情報交換を行うものとする。

第11節 物資の調達、供給活動

【本部班】

- 1 町は、国、県、所在・関係周辺市町村及び原子力事業者と連携し、大規模な原子力災害が発生した場合を想定し、必要とされる食料その他の物資についてあらかじめ備蓄、調達、輸送体制の整備を行うものとする。また、大規模な地震が発生した場合には、企業等が被災し、流通在庫備蓄が確保できない場合も想定されることから、公的備蓄の充実に努めるものとする。
- 2 町は、被災者に物資を確実にかつ迅速に届けられるよう、国、県と連携のうえ、物資の要請体制、調達体制、輸送体制の整備を図るものとする。
- 3 町は、燃料、発電機、建設機械等の応急、復旧活動時に有用な資機材、地域内の備蓄量、供給事業者の保有量を把握した上で、不足が懸念される場合には、関係機関や民間事業者との連携に努めるものとする。

第12節 緊急輸送活動体制の整備

【本部班、道路建設班】

1 専門家の移送体制の整備

町は、放射線医学総合研究所、指定公共機関等からのモニタリング、医療等に関する専門家の現地への移送体制（最寄の空港、ヘリポートの場所や指定手続、空港等から現地までの先導体制等）について県があらかじめ定める場合には、これに協力するものとする。

2 緊急輸送路の確保体制等の整備

町は、国、県及び県警察と協力し、町の管理する道路関連設備について、緊急時を念頭に置いた整備に努めるものとする。

第13節 緊急被ばく医療体制の確立

【本部班、健康増進班、消防部】

1 緊急被ばく医療体制の整備

県は、関係機関の協力を得て、避難所に設置する救護所等における初期医療、一定レベル以上の被ばくが認められる者等に対する原子力災害拠点病院を整備するとともに、被ばく等による障害の専門的診断又は治療を行う高度被ばく医療支援センターとの連携を進め、平常時から救急・災害医療機関が被ばく医療に対応できる緊急被ばく医療の体制を確立する。

また、原子力災害医療協力機関（初期医療機関）及び原子力災害拠点病院の管理者は、県と連携し、緊急被ばく医療時にかかる業務継続計画の策定や訓練の実施に努める。

2 医療活動用資機材の整備

県は、放射線測定資機材、除染資機材、安定ヨウ素剤、応急救護用医薬品、医療資機材等の整備に努めるものとする。

3 関係機関の協力の確保

- （１）町及び関係機関は、原子力災害時における迅速かつ的確な医療を確保するため、緊急被ばく医療等の実施に必要な要員及び医薬品等の資機材の整備・提供に協力するものとする。
- （２）救急医療を担う医療機関は、傷病者等の受け入れに関して協力するものとする。

4 原子力事業所における緊急被ばく医療体制の整備促進

原子力事業者は、事故発生時事業所における業務従事者の緊急被ばく医療等を確保するため、自らが測定・除染・応急処置等の初期対応体制を整備するとともに、初期医療の受け入れ医療機関の確保を図るものとする。

5 安定ヨウ素剤の予防服用体制の整備

町は、原子力災害対策指針を踏まえ、県、医療機関等と連携して、住民等に対する緊急時における安定ヨウ素剤の配布体制を整備し、安定ヨウ素剤の予防服用が行えるよう、準備しておくものとする。

(1) 緊急時における配布体制の整備

- ア 町は、県と連携し、住民等が避難を行う際に安定ヨウ素剤を配布することができるよう、配布場所、配布及び服用に関与する医師、薬剤師の手配等についてあらかじめ定めるとともに、適切な場所に備蓄しておくものとする。
- イ 町は、県と連携し、避難する住民等に対して安定ヨウ素剤を配布する際に、予防服用の効果、服用対象者、禁忌等について説明するための、説明書等をあらかじめ準備しておくものとする。

6 救命の優先等

緊急被ばく医療活動に当たっては、被ばく又は傷病のいずれであっても救命を優先する。

第14節 教育及び防災訓練等の実施

【本部班、福祉班】

1 防災業務関係者等の研修

町は、県と協力して原子力災害に従事する防災業務関係者に対し、業務内容に応じた知識を習得させ、原子力災害対策の円滑な実施を図るため、国、指定公共機関等の実施する原子力防災に関する研修を積極的に活用し、次に掲げる事項等についての研修を随時実施する。

- ア 原子力施設の概要
- イ 原子力施設の安全確保
- ウ 放射性物質、放射線の性質
- エ 放射線による健康への影響
- オ 環境放射線モニタリングの実施方法及び機器に関する知識
- カ 原子力災害時の広報に関する知識
- キ 防災基本計画、防災業務計画、地域防災計画等に関する知識
- ク 原子力にかかる防災体制、組織及びその役割に関する知識
- ケ オフサイトセンター、支援・研修センター及び県災害対策本部等の設備の操作に関する知識
- コ 放射線の防護に関する知識
- サ 放射線被ばく医療（応急手当を含む）に関する知識
- シ 原子力災害時に県等が講じる防災対策の内容、その意味
- ス 原子力災害時に住民がとるべき行動、留意すべき事項
(避難方法、交通規制が実施された場合の車両の運転者の義務等)
- セ 防災対策上必要な機器の操作等に関する知識
- ソ 安定ヨウ素剤の効果、副作用

2 防災訓練計画の策定

- (1) 町は、防災業務関係者が原子力災害時に、実際に応急対策活動を迅速かつ確実にできるよう、国、県、原子力事業者等関係機関の支援のもと、次の防災活動の要素ごと又は各要素を組み合わせた訓練の実施計画の企画立案を、県と共同又は独自に行うものとする。

- ア 災害対策本部等の設置運営訓練
- イ 対策拠点施設への参集、立ち上げ、運営訓練
- ウ 緊急時通信連絡訓練
- エ 緊急時モニタリング訓練
- オ 緊急被ばく医療訓練
- カ 住民に対する情報伝達訓練
- キ 住民避難、交通規制訓練
- ク 人命救助活動訓練

- (2) 町は、原子力防災会議及び原子力規制委員会が原災法第13条に基づき行う総合的な防災訓練に本町が含まれる場合には、住民避難及び住民に対する情報提供等町が行うべき防災対策や、複合災害や重大事故等全面緊急事態具体的に想定した詳細な訓練シナリオを作成するなど、訓練の実施計画の企画立案に共同して参画するものとする。

3 実践的な訓練の実施と事後評価

- (1) 町は、県とともに訓練を実施するにあたり、原子力規制委員会、事業者の協力を受けて作成した、大規模な自然災害等との複合災害や重大事故等全面緊急事態を具体的に想定した詳細なシナリオに基づき、参加者に事前にシナリオを知らせない訓練、訓練開始時間を知らせずに行う訓練、机上において想定事故に対する対応や判断を試す訓練等の工夫や図上演習の方法論を活用するなど、現場における判断力の向上につながる実践的なものとなるよう工夫するものとする。

町は、訓練を実施するにあたり、当該訓練の目的、チェックすべき項目の設定を具体的に定めて行うとともに、訓練終了後、国、県、事業者等と協力し、専門家も活用しつつ訓練の評価を実施し、改善点を明らかにし、必要に応じ、緊急時のマニュアルの作成、改訂に活用する等原子力防災体制の改善に取り組むものとする。

町は、必要に応じ、訓練方法及び事後評価の方法の見直しを行うものとする。

- (2) 町は、原子力総合防災訓練を実施する際、以下の点に留意するものとする。

- ア 実践に即し、避難対象地域等の各地区から多数の住民が参加できるようにする。
- イ 小中学校において避難等の訓練を行う場合には、児童生徒を誘導する者の訓練も必要であるので、当該学校の教職員の参加は勿論のこと、その他の学校の教職員の参観も働きかけ、避難方法等について習熟できるような機会を設けることも検討する。
- ウ 要配慮者に対する避難誘導體制を検証するために、視聴覚障がい者や外国人の参加、さらに歩行の困難な人を模擬した避難誘導などを行うことも検討する。
- エ 一時集合所等への安定ヨウ素剤の搬送訓練や、避難所等において住民等に

対し、安定ヨウ素剤の服用の効果や服用上の注意事項などの説明を行う。

4 自主防災組織等の育成

- (1) 町及び県は、自主防災組織のリーダーやボランティアなどが、避難の際の誘導員や要配慮者に対する支援者となれるよう、講習会などを通じ育成するよう努めるものとする。
- (2) 町及び県は、学校、病院、企業、観光客、社会福祉施設等多くの人々が集まる施設の管理者に対し、パンフレット等を配布し、留意すべき事項等も含め、原子力防災対策の基礎知識等を周知する。
- (3) 町及び県は、住民参加の訓練を行う場合は、次の2点について、自主防災組織、地域ケアシステムの在宅ケアチーム、ボランティア等の協力を得る。
 - ア 自主防災組織のリーダー、ボランティア等に対する避難方法の習熟、周知徹底
 - イ 要配慮者の避難方法の習熟、支援者の育成

第15節 住民に対する防災知識の普及

【本部班、学校教育班】

町は、国、県及び原子力事業者と連携して、原子力災害の特殊性を考慮し、住民に対して、平素から原子力の基礎知識及び防災対策に関する次に掲げる事項について、わかりやすく記述したパンフレット、ハンドブック、副読本、ビデオ、ホームページ等を作成し、積極的に防災知識の普及に努める。

その際、学校等とも連携し、総合的な学習の時間の活用など学校における知識の普及に努めるとともに、高齢者、障がい者、乳幼児等の要配慮者へ十分に配慮して広報を行うものとする。

- ア 原子力施設の概要
- イ 原子力施設の安全確保
- ウ 放射性物質、放射線の性質
- エ 放射線による健康への影響
- オ 環境放射線モニタリング
- カ 原子力災害時の住民への広報手段
- キ 原子力災害時に県等が講じる防災対策の内容、その意味
- ク 原子力災害時に住民が取るべき行動、留意すべき事項
(避難等の方法や経路、避難先の連絡、避難開始時期、自主避難、交通規制が実施された場合の車両の運転者の義務等)
- ケ 地区毎の住民のための一時集合所、避難所
- コ 安定ヨウ素剤の効果、副作用

第16節 行政機関の業務継続計画の策定

【本部班】

町は、災害発生時の災害応急対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続のため、災害時に必要となる人員や資機材等を必要な場所に的確に投入するための事前の準備体制と事後の対応力の強化を図る必要があることから、国及び県の協力を得て、庁舎の所在地が避難のための立ち退きの指示等を受けた地域に含まれた場合の退避先をあらかじめ定めておくとともに、業務継続計画の策定等により、業務継続性の確保を図るものとする。

また、実効性ある業務継続体制を確保するため、必要な資源の継続的な確保、定期的な教育、訓練、点検等の実施、訓練等を通じた経験の蓄積や状況の変化等に応じた体制の見直し、計画の評価、検証等を踏まえた改訂等を行うものとする。

第 3 章 緊急事態応急対策

第 1 節 基本方針

本章は、原子力事業者から警戒事態又は施設敷地緊急事態の通報があった場合の対応、及び原子力緊急事態宣言が発出された場合の緊急事態応急対策を中心に示したものであるが、これら以外の場合であっても原子力防災上必要と認められるときは、本章に示した対策に準じて対応するものとする。

第 2 節 警戒事態発生時における連絡及び初期活動

【本部班、秘書広聴班、福祉班、消防部】

1 警戒事態発生時の通報連絡

(1) 原子力事業者の行う通報

原子力事業者において警戒事態が発生した場合、事故発生事業所の原子力防災管理者は、原子力事業者防災業務計画の定めるところにより、直ちに、次に掲げる事項について知事、所在・関係周辺市町村長、県警察本部長、消防機関、支援・研修センター及び国の関係機関等に通報する。

ア 原子力事業所の名称及び場所

イ 事故の発生箇所

ウ 事故の発生時刻

エ 事故の種類

オ 検出された放射線量の状況、検出された放射性物質の状況又は主な施設、設備の状態等

カ その他事故の把握に参考となる情報

(2) 避難先自治体に対する事故発生等の情報提供

原子力事業者から通報を受けた県は、U P Z 外の避難先市町村に対し、警戒事態から、通報・連絡を受けた事項について情報提供を開始する。

(3) 放射線監視における異常検知時に知事の行う連絡

知事は、上記（1）の通報がない場合において、平常時から実施している放射線監視において異常が検知された時は、直ちに原子力防止専門官及び支援・研修センター等に連絡するとともに、関係する原子力事業所に対し事実関係、事故状況等を確認する。また、その結果については、当該事業所の所在・関係周辺市町村長に連絡するとともに、U P Z 外の避難先市町村に対し、必要に応じて連絡する。

2 事故発生時の広報

(1) 原子力事業者は、上記 1（1）の通報の内容について、報道機関に対し速や

かに広報を実施する。UPZ外の避難先市町村に対し、警戒事態から、通報・連絡を受けた事項について情報提供を開始する。

(2) 町は、国、県と連携して、上記(1)の通報内容について、あらかじめ作成した広報文例に従い住民がとるべき当面の行動の指針について、住民及び報道機関に対し速やかに広報を実施する。

3 関係機関相互の連絡

事故発生事業所の原子力防災管理者は、最初の通報を行った後、事故の経過、対策の実施状況等について速やかに、また定期的に知事、所在・関係周辺市町村長、県警察本部長、支援・研修センター及び国に連絡する。

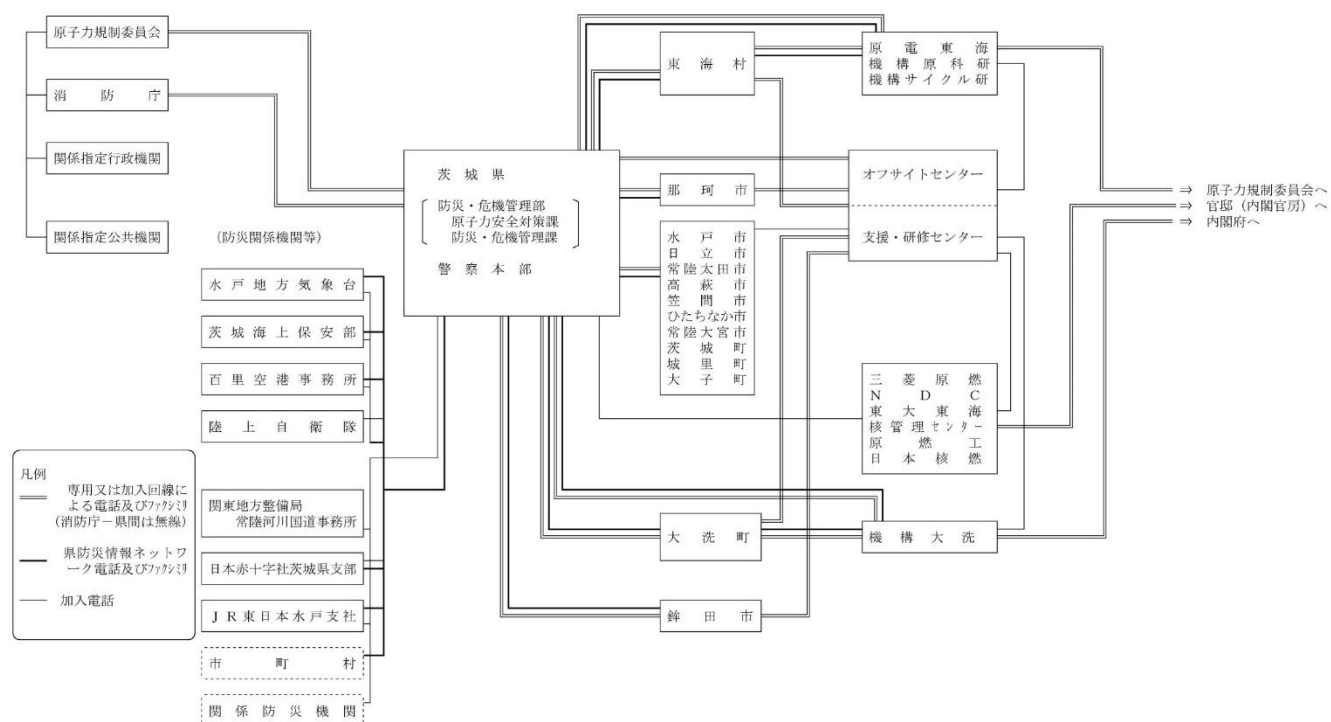
町は、国、県、支援・研修センター等の関係機関と相互に緊密な情報交換を行うものとする。

4 通信連絡の方法

町と県及び防災関係機関との間の通信連絡は、原則として図2により行うものとする。

また、電気通信事業者は、防災関係機関の重要通信の確保を優先的に行うものとする。

図2 通信連絡系統



注) 官邸（内閣官房）、内閣府への連絡は特定事象発生以降

5 活動体制

(1) 町の活動体制

町長は、原子力事業者から事故発生の通報等を受けたときは、職員を動員・配備し、情報収集・連絡体制の確立等必要な体制をとるとともに、国、県及び原子力事業者等と連携して、活動体制の強化を図る。

特に住民への防護措置が必要になる場合には、その実施に備えて準備を開始する。

(2) 事故発生事業所の活動体制

事故発生事業所の原子力防災管理者は、速やかに関係職員の非常参集、情報収集連絡体制の確立及び対策本部の設置等、必要な体制をとるものとする。

6 初期活動

(1) 消火活動

ア 事故発生事業所の原子力防災管理者は、速やかに火災の発生状況を把握し、火災が発生している場合は、安全を確認しつつ、迅速に消火活動を行うものとする。

イ 消防機関は、火災が発生している場合は、事故発生事業所等の情報、原子力施設や放射線に関する専門家等の意見をもとに消火活動方法の決定及び活動中の安全確保を行い、事故発生事業所等と協力して迅速に消火活動を実施するものとする。

(2) 現地情報の収集

ア 町長は、事故発生の通報、又は放射線監視における異常検知の報告を受けたときは、状況に応じて担当者を事故発生事業所へ派遣する。

イ 派遣された担当者は、現地状況の確認調査を行うとともに、放射性物質の放出状況（予測を含む）等各種防災対策を講ずる上で必要な情報の収集に努め、逐次速やかに町へ状況を報告する。

(3) 緊急時モニタリングの開始

知事は、事故発生の通報、又は放射線監視における異常検知の報告を受けたときは、直ちに県環境放射線監視センター及び事故発生事業所以外の原子力事業所に対し、あらかじめ別に定めるところにより、事故発生事業所の敷地内及びその周辺を中心として、固定放射線観測施設の放射線監視強化及び緊急時モニタリングの初期モニタリングに必要な準備を行うことを指示又は要請する。

(4) オフサイトセンターの設営準備

町長は、警戒事態発生の通報を受けた場合、直ちにオフサイトセンターの設営準備への協力を行うものとする。

(5) 気象情報の収集

町長は、事故発生の通報を受けたときは、直ちに東京管区气象台（水戸地方气象台）に対し、あらかじめ別に定めるところにより、気象情報を提供するように要請する。

(6) 施設敷地緊急事態における防護措置の実施状況等の共有

知事は、施設敷地緊急事態要避難者数及び内訳並びに避難の方針等を含む施設敷地緊急事態における防護措置の実施状況等について、原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同警戒本部等と共有を図るなど、国や関係地方公共団体と協力するものとする。

(7) 広報

ア 原子力事業者は、事故の状況等について、報道機関に対し定期的に広報を

行う。

イ 町は、国、県、支援・研修センター等と連携し、事故の状況、住民がとるべき行動の指針等について、町民及び報道機関に対し定期的に広報を行う。

(8) 要配慮者の避難準備

町長は、必要に応じ、高齢者、障がい者、外国人、乳幼児、入院患者その他の要配慮者の早期避難準備を行う。

第3節 施設敷地緊急事態発生時における連絡

【本部班】

施設敷地緊急事態発生時における通報連絡は、次により行うものとする。

(1) 原子力事業者の行う通報

原子力事業所において施設敷地緊急事態が発生した場合、当該事業所の原子力防災管理者は、原子力事業者防災業務計画の定めるところにより、直ちに次に掲げる事項を、官邸（内閣官房）、原子力規制委員会、県、所在・関係周辺市町村長、県警察本部長、消防機関、最寄りの海上保安部署、自衛隊、原子力防災専門官、支援・研修センター等に同時に文書をファクシミリで送付する。

なお町は、通報を受けた事象に対する原子力事業者への問い合わせは、応急対策に支障を及ぼさないことを考慮し、原則行わないこととしている。

ア 原子力事業所の名称及び場所

イ 施設敷地緊急事態の発生箇所

ウ 施設敷地緊急事態の発生時刻

エ 施設敷地緊急事態の種類

オ 検出された放射線量の状況、検出された放射性物質の状況又は主な施設、設備の状態等

カ その他施設敷地緊急事態の把握に参考となる情報

(2) 放射線監視における異常検知時に知事の行う連絡

知事は、上記（1）の通報がない場合において、県が設置する空間線量率を測定する固定観測局において $5 \mu\text{Sv/時}$ 以上空間線量率の数値を観測した時は、直ちに原子力防止専門官及び支援・研修センター等に連絡するとともに、関係する原子力事業所に対し事実関係、事故状況等を確認する。また、その結果については、当該事業所の所在・関係周辺市町村長に連絡するとともに、UPZ外の避難先市町村に対し、必要に応じて連絡する。

(3) 通信連絡の方法

町と県及び防災関係機関との間の通信連絡は、原則として図2により行うものとする。

また、電気通信事業者は、防災関係機関の重要通信の確保を優先的に行うものとする。

第4節 茨城町原子力災害対策本部等の設置

【各班】

1 事故発生時における町の体制及び職員の配備体制

事故発生時における町の体制及び職員配備の決定基準は、放射性物質等の放出状況等により、次のとおり定める。

体制区分	配備基準	配備体制
連絡配備	・環境への有意な放射性物質等の放出がない事故、トラブル	総務課
警戒体制1	・環境への有意な放射性物質等の放出があり、県又は事業者のモニタリングポスト等において、空間線量率が $0.5\mu\text{Sv/h}$ 未満の事故、トラブル	災害情報連絡担当者会議
警戒体制2	・環境への有意な放射性物質等の放出があり、県又は事業者のモニタリングポスト等において、空間線量率が $0.5\mu\text{Sv/h}$ 以上 $5\mu\text{Sv/h}$ 未満の事故、トラブル ・警戒事態の発生 ・副町長が災害警戒本部の設置を必要と認めたとき	災害警戒本部
非常体制1	・環境への有意な放射性物質等の放出があり、県又は事業者のモニタリングポスト等において、空間線量率が $5\mu\text{Sv/h}$ 以上（1地点）の事故、トラブル ・施設敷地緊急事態の発生 ・町長が災害対策本部の設置を必要と認めたとき	災害対策本部
非常体制2	・環境への有意な放射性物質等の放出があり、県又は事業者のモニタリングポスト等において、空間線量率が $5\mu\text{Sv/h}$ 以上（2地点以上又は10分以上／地点）の事故、トラブル ・全面緊急事態の発生	

2 職員の動員配備体制の決定

原子力事業者からの通報又は県からの通報に基づき、町は総務部長の報告により、災害情報連絡担当者会議、災害警戒本部、災害対策本部を設置する。

会議設置決定者、代表者、代決者、構成員等特に定めがないものは、2. 地震災害対策計画編 第2章第1節第1「災害警戒本部・災害対策本部」に準ずる。また、災害警戒本部及び災害対策本部の各部、各班の所掌事務は次のとおりとし、各部長は、あらかじめ配備体制の区分に応じた配備人員数を定めておくものとする。動員の伝達系統は、2. 地震災害対策計画編 第2章第1節第2「職員の参集・動員」に準ずる。

部名〔部長〕	班名〔班長〕	班 員	分 掌 事 務
総務部 (総務部長)	本部班 (総務課長)	総務課員	①災害対策本部事務局に関すること ②災害対策の総合調整に関すること ③災害対策本部等の設置及び廃止に関すること ④国、県、自衛隊、他市町村等への応援要請・受け入れ及び連絡調整に関すること ⑤防災行政無線及び統合原子力防災ネットワークシステムの運用に関すること ⑥職員の動員、配備に関すること ⑦職員の健康管理に関すること ⑧防災業務従事者の被ばく管理に関すること ⑨公務災害補償及び被災職員に対する援助に関すること ⑩原子力防災資機材に関すること ⑪自主防災組織に関すること ⑫アマチュア無線ボランティアの窓口に関すること ⑬他市町村被災時における職員の派遣に関すること ⑭部に属する被害情報の取りまとめ及び報告に関すること ⑮部内各班の連絡調整に関すること
	財政班 (財政課長)	財政課員	①災害対策本部事務局の応援に関すること ②災害対策に必要な財政措置に関すること ③災害復旧復興に伴う財政計画に関すること ④庁舎施設の機能継続に関すること ⑤燃料の調達に関すること ⑥緊急応急対策車両の管理、届出に関すること ⑦原子力防災資機材及び避難所用資機材の搬送に関すること ⑧災害復旧対策・復興事業への寄付金の受け入れ窓口対応に関すること ⑨部内各班の応援に関すること
	税務班 (税務課長)	税務課員	①災害家屋等の災害状況の調査に関すること ②町税の徴収猶予、減免に関すること ③り災証明書の交付に関すること ④原子力防災資機材及び避難所用資機材の搬送について ⑤部内各班の応援に関すること
	会計班 (会計管理者)	会計課員	①災害に関する経費の出納に関すること ②町への災害寄附金、見舞金及び災害義援金の受け入れ窓口、対応に関すること ③部内各班の応援に関すること
	議会班 (議会事務局長)	議会事務局員	①町議会との連絡調整に関すること ②部内各班の応援に関すること
	秘書広聴班 (秘書広聴課長)	秘書広聴課員	①本部長、副本部長の秘書に関すること ②報道機関等へ対応及び災害情報の広報に関すること ③町ホームページ・SNS等による災害情報の広報に関すること ④災害情報を掲載した町広報紙の作成及び広報に関すること ⑤被害状況の撮影等の災害記録に関すること ⑥区長への災害情報の提供・伝達に関すること ⑦庁内LANの事業継続に関すること ⑧部内各班の連絡調整に関すること

部名〔部長〕	班名〔班長〕	班 員	分 掌 事 務
	地域政策班 (地域政策課長)	地域政策課員	①災害復興対策本部の事務局に関すること ②外国人の相談、支援に関すること ③避難所の開設、管理及び避難者登録窓口に関すること ④避難所等への避難誘導に関すること ⑤部内各班の応援に関すること
保健福祉部 (保健福祉部長)	福祉班 (社会福祉課長) (長寿福祉課長)	社会福祉課員 長寿福祉課員	①義援品、救援物資の募集、保管、配分に関すること ②義援金の募集、受付、委員会設置、配分に関すること ③社会福祉施設等の災害調査、連絡調整に関すること ④要配慮者の支援に関すること ⑤福祉避難所に関すること ⑥遺体の収容（安置）、一時保存に関すること ⑦日本赤十字社との連絡調整に関すること ⑧災害見舞金の支給に関すること ⑨災害援護資金の貸与及び災害弔慰金の支給に関すること ⑩ボランティアに関すること ⑪被災者生活支援の総合相談窓口の開設に関すること ⑫災害救助法に関すること ⑬部に属する被害情報の取りまとめ及び報告に関すること ⑭部内各班の連絡調整に関すること
	保険班 (保険課長)	保険課員	①避難所の開設、管理及び避難者登録窓口に関すること ②避難所等への避難誘導に関すること ③避難者への食料、生活必需品等の供給及び不足時の県等への応援要請に関すること ④保険証（後期高齢者、国民健康保険）に関すること ⑤部内各班の応援に関すること
	こども班 (こども課長)	こども課員	①保育園等の安全確保に関すること ②放課後児童クラブの安全確保に関すること ③部内各班の応援に関すること
	健康増進班 (健康増進課長)	健康増進課員	①避難所、保健センター等への医療救護所の設置に関すること ②避難者等の健康管理、精神保健、心のケアに関すること ③応急医療の県、医師会等への応援要請に関すること ④医療ボランティアの受け入れ窓口に関すること ⑤防疫活動及び感染予防防護活動に関すること ⑥安定ヨウ素剤の配布に関すること ⑦部内各班の応援に関すること
生活経済部 (生活経済部長)	農業班 (農業政策課長) (農業委員会事務局長)	農業政策課員 農業委員会事務局員	①農畜水産物等の災害調査に関すること ②農畜水産物の集荷・出荷制限及び廃棄処分に関すること ③風評被害及び被害農作物等の支援に関すること ④農畜水産関係機関との連絡調整に関すること ⑤土地改良区との連絡調整に関すること

部名〔部長〕	班名〔班長〕	班 員	分 掌 事 務
			⑥食料品、生活必需品等の調達、運搬に関する事 ⑦住民の退避誘導・移動支援に関する事 ⑧部に属する被害状況のとりまとめ及び報告に関する事 ⑨部内各班の連絡調整に関する事
	商工観光班 (商工観光課長)	商工観光課員	①商工観光業の被害状況調査、支援に関する事 ②商工会その他商工観光業団体との連絡調整、応援要請に関する事 ③食料品、生活必需品等の調達、運搬に関する事 ④部内各班の応援に関する事
	町民班 (町民課長)	町民課員	①埋火葬の許可及び遺体の火葬に関する事 ②外国人の所在把握、安否確認に関する事 ③部内各班の応援に関する事
	環境班 (みどり環境課長)	みどり環境課員	①災害廃棄物の収集、処理に関する事 ②災害による公害防止対策に関する事 ③災害時における環境衛生の保全に関する事 ④仮設トイレの設置に関する事 ⑤愛玩動物の保護対策に関する事 ⑥部内各班の応援に関する事
都市建設部 (都市建設部長)	道路建設班 (道路建設課長)	道路建設課員	①道路、橋梁、水路等土木施設の災害調査、応急、復旧対策に関する事 ②道路障害物の除去に関する事 ③土木建築業者との連絡及び協力要請に関する事 ④国道、県道、河川管理者との連絡調整に関する事 ⑤交通規制及び緊急輸送路の確保に関する事 ⑥河川等の警戒及び洪水防御活動に関する事 ⑦道路等の土砂災害箇所の対策に関する事 ⑧部に属する被害状況のとりまとめ及び報告に関する事 ⑨部内各班の連絡調整に関する事
	都市整備班 (都市整備課長)	都市整備課員	①住民の退避誘導・移動支援に関する事 ②応急危険度判定に関する事 ③応急仮設住宅の建設及び被害住宅の応急修理に関する事 ④被災者に対する住宅相談に関する事 ⑤土砂災害危険箇所の調査等に関する事 ⑥部内各班の応援に関する事
	下水道班 (下水道課長)	下水道課員	①住民の退避誘導・移動支援に関する事 ②下水道施設の災害調査、応急・復旧対策に関する事 ③部内各班の応援に関する事
	水道班 (水道課長)	水道課員	①上水道施設の災害調査、応急・復旧対策に関する事 ②水道工事業者との連絡調整及び協力要請等に関する事 ③飲料水の応急給水に関する事 ④県、日本水道協会等への応援要請に関する事 ⑤飲料水の検査及び使用規制に関する事 ⑥部内各班の応援に関する事

部名〔部長〕	班名〔班長〕	班 員	分 掌 事 務
教育部 (教育部長)	学校教育班 (学校教育課長)	学校教育課員	①幼児・児童・生徒の避難誘導及び救護に関する こと ②児童生徒に対する学用品の調達及び支給に 関すること ③所管施設を避難所としたときの避難所の開設 及び運営の協力に関すること ④教職員の非常配備に関すること ⑤被災教職員及び児童生徒の調査及び報告に 関すること ⑥児童生徒の応急教育に関すること ⑦部に属する被害状況のとりまとめ及び報告 に関すること ⑧部内各班の連絡調整に関すること
	生涯学習班 (生涯学習課長)	生涯学習課員 図書館員	①社会教育・社会体育施設の被害調査、応急・ 復旧対策に関すること ②社会教育・社会体育施設利用者の避難誘導 及び救護に関すること ③文化財の災害状況調査並びに保護に関する こと ④所管施設を避難所としたときの避難所の開 設及び運営の協力に関すること ⑤部内各班の応援に関すること
	給食調理場班 (学校給食共同調理場長)	学校給食共同調理場員	①食糧調達及び供給に関すること ②炊き出しの実施に関すること ③部内各班の応援に関すること
消防部 (消防長)	消防本部班 ((消防) 総務課長)	消防本部員	①消防職員、団員の非常招集及び配備運用に 関すること ②消防団との災害活動の調整に関すること ③関係機関との連絡及び消防相互応援に関 すること ④気象情報、災害情報の収集、伝達、広報に 関すること ⑤火災警報の発令、伝達に関すること ⑥災害現場における危険物等の処理に関す ること ⑦災害応急対策の指導に関すること ⑧部に属する被害状況のとりまとめ及び報 告に関すること ⑨消防職員等の被ばく管理に関すること
	消防署班 (消防署長)	消防署員	①災害警戒、防衛活動に関すること ②救助、救急活動に関すること ③避難等の指示、伝達（戸別）及び誘導に 関すること ④災害の警戒、警備及び警戒区域の設定に 関すること ⑤災害行方不明者の捜索に関すること ⑥災害、災害等原因の調査及び損害の調査 記憶 ⑦部内各班の応援に関すること

部名〔部長〕	班名〔班長〕	班 員	分 掌 事 務
	消防団班 (消防団長)	消防団員	①火災及び水防その他災害の警戒及び防御に関すること ②人命の救助及び救急の協力に関すること ③障害物除去作業の協力に関すること ④行方不明者の捜索の協力に関すること ⑤避難誘導の協力に関すること ⑥その他消防活動に関すること ⑦部内各班の応援に関すること

3 茨城町災害警戒本部の設置

(1) 設置基準

茨城町災害警戒本部（以下「災害警戒本部」という。）は、次の場合に設置するものとする。

- ア 県又は原子力事業者が設置する空間線量率を測定する固定観測局で、
0.5 μ Sv/h以上 5 μ Sv/h未満の放射線量が検出されたとき
- イ 警戒事態が発生したとき
- ウ その他副町長が、災害警戒本部の設置を必要と認めたとき

(2) 設置の決定及び設置場所

副町長は、町長の指示の下、町役場に災害警戒本部を設置する。

(3) 組織及び分掌事務

災害警戒本部の代表者、代決者、構成員等は、2. 地震災害対策計画編 第2章第1節第1「災害警戒本部・災害対策本部」に準ずる。

また、各部、各班の所掌事務は2に準じるものとする。

(4) 災害警戒本部会議

災害警戒本部に災害警戒本部会議を置き、次の措置を行う。

- ア 災害対策本部を設置するにいたるまでの措置
- イ 災害対策本部を設置する必要があると認められる災害についての措置
なお、災害警戒本部の庶務は、総務課が担当する。

(5) 災害警戒本部の廃止

災害警戒本部の廃止は、概ね以下の基準によるものとする。

- ア 事故対策本部長が、原子力施設の事故が集結し、緊急事態応急対策が完了した又は対策の必要がなくなつたと認めたとき
- イ 災害対策本部が設置されたとき

4 茨城町災害対策本部の設置

(1) 設置基準

茨城町災害対策本部（以下「災害対策本部」という。）は次の場合に設置するものとする。

ア 原子力防災管理者から施設敷地緊急事態（敷地境界付近等で $5\ \mu\text{Sv/h}$ 以上を検出したとき又は臨界の発生の蓋然性が高い状態など全面緊急事態に至る可能性があるとき）の発生通報を受けたとき

イ 県が設置する空間線量率を測定する固定観測局で $5\ \mu\text{Sv/h}$ 以上（中性子線が測定された場合は、ガンマ線の放射線量と中性子線の放射線量を合計）の放射線量が検出されたとの通報を受けたとき

ウ 全面緊急事態が発生したとき

エ その他町長が、災害対策本部の設置を必要と認めたとき

なお、災害対策本部を設置したときは、県及び国等に連絡するものとする。

(2) 設置の決定及び設置場所

町長は、町役場に災害対策本部を設置する。

(3) 組織及び本部会議、分掌事務

災害対策本部の代表者、代決者、構成員等は、2. 地震災害対策計画編第2章第1節第1「災害警戒本部・災害対策本部」に準ずる。

また、各部、各班の所掌事務は2のとおりとする。ただし、状況に応じ、本部長の判断により、臨機応変に対応できるものとする。

5 関係機関との連携

(1) 防災関係機関相互の連携

施設敷地緊急事態発生事業所の原子力防災管理者は、原災法第25条第2項前段の規定及び原子力事業者防災業務計画の定めるところにより、最初の通報を行った後、施設敷地緊急事態の経過、応急措置の実施状況等について速やかに、また定期的に知事、所在、関係周辺市町村長、県警察本部長、オフサイトセンター（国の現地事故対策連絡会議又は原子力災害合同対策協議会）、支援・研修センター及び国の関係機関等に連絡、報告する。

町長は、国、県、所在・関係周辺市町村長、支援・研修センター等関係機関と連携を図りつつ、事故の状況の把握に努めるとともに、相互に緊密な情報交換を行うものとする。

また、町長は、必要に応じ、国に対して専門家の派遣を要請するものとする。

(2) オフサイトセンターの設営準備

町長は、警戒状態又は施設敷地緊急事態発生の通報を受けた場合、直ちにオフサイトセンターの設営準備への協力を行うものとする。

(3) 国の現地事故対策連絡会議への職員の派遣

町長は、国がオフサイトセンターで現地事故対策連絡会議を開催し、これに町の職員の派遣要請があった場合には、あらかじめ定められた職員を派遣するものとする。

(4) 国、県等との情報の共有等

町長は、オフサイトセンターに派遣した職員に対し、町が行う応急対策の状況、緊急事態応急対策の準備状況等について随時連絡するなど当該職員を通じて国、県、所在・関係周辺市町村、支援・研修センター等との連絡、調整、情報の共有を行うものとする。

(5) 原子力災害合同対策協議会への出席等

町長は、原子力緊急事態宣言が発出され、オフサイトセンターにおいて、原子力災害合同対策協議会が組織されることとなった場合は、原則、町の代表者として、副町長をこれに出席させ、緊急事態応急対策の実施方法、原子力災害の拡大防止のための応急措置の実施方法等について協議するものとする。

また、オフサイトセンターにおいて、住民がとるべき行動の基本的指針（避難・屋内退避等の措置など）の検討・協議、交通規制・住民の避難誘導の検討・協議の活動等に、副町長その他特別に定める職員に従事させるものとする。

(6) 通信連絡の方法

茨城町災害対策本部と防災関係機関との間の通信連絡は、原則として図2により行うものとする。

6 災害対策本部の廃止基準

茨城町災害対策本部は、次の場合に廃止する。

- ア 原子力緊急事態解除宣言がなされたとき
- イ 本部長が、原子力施設の事故が終結し、緊急事態応急対策が完了した又は対策の必要がなくなると認めたとき

第 5 節 事故発生事業所の原子力防災要員等の派遣

【本部班】

1 原子力防災要員等の県・市町村への派遣

施設敷地緊急事態発生事業所は、次の各段階において原子力防災要員等を、県、所在・関係周辺市町村に派遣し、派遣先の指示に基づき、必要な業務を行うものとする。

なお、当該事業所において原子力防災要員等が不足する場合には、他の原子力事業所との協力により、他の原子力事業者の原子力防災要員等を派遣することにより、対応するものとする。

(1) 施設敷地緊急事態発生時の対応

施設敷地緊急事態が発生した原子力事業者は、県、所在・関係周辺市町村へ原子力防災要員等を派遣する。派遣された原子力防災要員等は、事故状況、応急措置等に関する説明を行うとともに、県、所在・関係周辺市町村が実施する住民の防護対策等の緊急事態応急対策等の立案への参加や広報（住民問合わせ窓口を含む。）への協力などの業務を実施する。

(2) 住民避難等への対応

施設敷地緊急事態発生事業所は、避難及び屋内退避の指示等を行った所在・関係周辺市町村へ、原子力防災要員等を速やかに派遣する。派遣された原子力防災要員等は、避難所及び屋内退避所において事故状況、応急措置等に関する説明など住民に対する広報を行う。

2 原子力防災要員等のオフサイトセンターへの派遣

施設敷地緊急事態が発生した原子力事業者は、オフサイトセンターへ原子力防災要員等を直ちに派遣する。派遣された原子力防災要員等は、施設敷地緊急事態の経過の連絡、応急措置の報告等に関する説明を行うとともに、事故対策、住民の防護対策、緊急時モニタリング等の緊急事態応急対策等の立案に参加する。

なお、国により、原子力緊急事態宣言が発出された場合においては、原子力災害合同対策協議会の機能班の構成員として、副原子力防災管理者その他責任を有する役職員を派遣して対応するものとする。

第6節 関係機関等への応援要請及び派遣要請等

【本部班】

町は、国、県、所在・関係市町村及び関係機関等と相互に協力し、応急対策活動を円滑に実施するものとする。

1 県への協力

町は、県から応急対策活動の要請を受けた場合は、これに協力する。

本部長は、町域内で県等が行う緊急モニタリングについて、県の要請に応じて協力するものとする。

2 応援要請及び職員の派遣要請等

(1) 応援要請

町長は、必要に応じ、あらかじめ締結された応援協定等に基づき、他市町村等に対し速やかに応援要請を行うものとする。

また、必要に応じ、県知事を通じて消防庁に緊急消防援助隊の派遣要請を行うものとする。

(2) 職員の派遣要請等

町長は、緊急事態応急対策又は原子力災害事後対策のため必要と認めるときは、指定地方行政機関の長に対し、職員の派遣を要請し、また、内閣総理大臣又は知事に対し、指定行政機関又は指定地方行政機関の職員の派遣について斡旋を求めるものとする。

町長は、緊急事態応急対策又は原子力災害事後対策のため必要と認めるときは、指定行政機関又は指定地方行政機関の長に対し、放射線による人体の障害の予防、診断及び治療に関する助言その他の必要な援助を求めるものとする。

3 自衛隊の派遣要請等

町長は、事故の規模や収集した被害情報から自衛隊の派遣要請の必要性を判断し、必要があれば、派遣を要請するものとする。

また、町長は、自衛隊による支援の必要がなくなつたと認めるときには、速やかに知事に対し、撤収を要請するものとする。

4 原子力被災者生活支援チームとの連携

町は、緊急避難完了後の段階において、国が設置する原子力被災者生活支援チームと連携し、避難区域等の設定、見直し（計画的避難の実施や一時立入業務を含む）、子ども等をはじめとする健康管理調査等の推進、環境放射線モニタリングの総合的な推進、災害廃棄物の処理や除染の推進等を行うものとする。

5 広域的な応援要請

町長は、事故の規模や収集した被害情報から判断し、必要に応じて、応援協定締結市町村、及び県知事を通じて関係14道府県で締結された「原子力災害時の相互応援に関する協定」の関係道府県等に対し、災害応急対策要員の派遣、資機材の提供等の応援を要請する。

また、町長は、必要に応じて、県知事を通じて消防庁に緊急消防援助隊の派遣要請を行うものとする。なお、県知事と連絡が取れない場合は、直接、消防庁に対して要請する。

第7節 情報収集・広報

【本部班、秘書広聴班、学校教育班、福祉班】

1 情報の収集及び共有

本部班は、原子力防災専門官、原子力事業者から随時送付されるファクシミリ、又は県災害対策本部及び派遣した職員によるオフサイトセンターとの連絡により、国、県等と連携を図りつつ、主に下記情報の収集にあたる。

ア 原子力災害情報

イ 被災状況

ウ 避難等の状況

エ 防災関係機関の活動状況（県災害対策本部、オフサイトセンター、警察署、交通機関等の活動及び各種規制措置等）

オ その他応急対策に必要な情報

消防部は、気象情報の収集にあたり、各部と各班が収集した情報は、逐次本部班に報告するものとする。

また町は、派遣された職員に対し、町が行う応急対策の状況、緊急事態応急対策の準備状況等について随時連絡するなど当該職員を通じて国、県等との連絡、調整、情報の共有を行うものとする。

2 情報の管理

本部班が収受又は収集した災害情報は、本部長に報告する。情報の混乱による二次災害の防止及び応急対策活動の円滑な実施を図るため、災害情報は本部会議が管理するものとする。

3 広報の基本方針

町は、事故発生時の住民の混乱を防止し適切な行動へ導くため、住民への情報提供、指示等の伝達、報道機関への情報提供に関し、国、県、防災関係機関（指定（地方）公共機関として指定されている報道機関を含む。）及び事故発生事業所と密接に連携し広報を行う。

この場合、放射線量のデータや事故の状況、交通規制の状況などの「事実の情報」については、判断を加えることなくそのまま住民等に情報を提供する。一方、住民がとるべき行動の指針（避難、屋内退避等）などの「行政の判断」については、住民に混乱を生じさせないように、行政機関（災害対策本部や原子力災害合同対策協議会）が判断した後、直ちに住民等に情報を提供する。

また、広報の基本的な内容については、オフサイトセンターの原子力災害合同対策協議会の場合等を通じて、必要に応じ調整を行う。

情報の伝達手段は、防災行政無線、ホームページ、広報車等を広報対象及び内容に応じて効果的・効率的に活用し、広報文例に従い繰り返し広報することとする。

また、情報提供の空白期間が生じないように、特段の状況変化がなくても、定期的な情報提供に心がけるとともに、流言飛語の発生や交通混乱等を防止するため、町民全体を対象として広報を行うものとする。

情報提供に際しては、情報の発信元を明確にし、分かりやすい広報に心がけるとともに、要配慮者にも配慮して行うものとする。

4 町で行う広報

- (1) 町長は、事故発生事業所の原子力災害対策重点区域内の住民のみならず、その近隣の住民にも情報が十分行き渡るよう、あらかじめ作成する広報文例及

びQ & A 集に従い、状況に応じて次の事項について広報を行うものとする。

ア 事故の状況及び環境への影響とその予測

イ 農林畜水産物等の放射性核種濃度測定の結果及び出荷制限等の状況

ウ 町、国、県及び防災関係機関の対策状況

エ 交通規制

オ 住民のとるべき行動の指針及び注意事項

カ 避難のための一時集合所及び避難所

キ その他必要と認める事項

(2) 町長は、防災行政無線、ホームページ、広報車、掲示板、広報紙等できる限りの手段を用いて広報の徹底を図るものとする。

(3) 町は、避難状況の確実な把握に向けて、指定した避難所以外に避難をした場合等には、災害対策本部に居場所と連絡先を連絡するよう、住民等へ周知するものとする。

5 学校等公共機関への指示

町長は、防災対策を重点的に充実する地域にある公共施設の学校長及び施設の管理責任者に対し、それぞれ学校教育班と福祉班を介し前項の広報の内容、特に当該学校等でとるべき屋内退避等の内容を指示させるものとする。

6 原子力事業者の行う広報

原子力事業者は、事故の状況、自ら行う応急対策の実施状況等について、報道機関に対し定期的に広報を行うものとする。

7 事故の各段階に応じた広報

(1) 事故発生時における広報については、次に掲げる各段階等に応じ、迅速かつ的確に行うとともに、定期的な広報に努める。

ア 事故発生時

イ 施設敷地緊急事態発生時（本部設置時）

ウ 応急対策実施区域設定時

エ 事故等の状況変化があった場合

オ 緊急時モニタリング結果が集約された場合

カ 放射性物質の放出等の状況変化があった場合

(2) 広報媒体としては、それぞれの持つ特徴を踏まえ、以下のとおりとする。

ア 事故の状況、県の対応状況等、多くの情報を提供する場合や、住民に一般的な注意を促す場合には、テレビ、ラジオ等を活用する。

イ 住民に避難、屋内退避等の具体的な行動を求める指示等を行う場合には、確実に伝達する必要があるため、あらゆる広報媒体を活用する。特に、防災行政無線の屋外子局の聞き取りにくい地域、人の多く集まる場所等においては、広報車等を活用し、重点的に巡回する。

(3) 各段階の広報において、特に留意すべき点は以下のとおりである。

ア 事故発生後、初期の段階

・「落ち着いて、指示を待つことが重要」ということに重点を置く。

イ 住民に具体的な行動を求める段階

・対象となる地域名、とるべき行動を具体的に示し、あらゆる広報媒体を活用し対象地域を中心に、重点的な広報を行う。

・対象地域外では、対象地域でないことを明確にした上で、協力を求めるための広報を広範囲にわたって行う。

- ウ 避難、屋内退避等の住民に求める行動が地域に応じて異なる場合
 - ・それぞれの措置の相違を具体的に説明する。
 - ・それぞれの対象地域を具体的な地域名等で明示し、地域に応じた広報を行う。
- エ 避難所等における広報
 - ・退避所、一時集合所、避難所等においては、情報不足によるパニックを回避するため、定期的に情報を提供する。

第8節 避難・屋内退避

【各班】

1. 避難、屋内退避等の指標

放射性物質が環境中に放出された後の防護措置は、下記の基準により「避難」、「屋内退避」又は「一時移転」の措置を講じるものとする。

基準の種類	基準の概要	初期設定値 ^{注1)}	防護措置の概要
OIL 1	地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、住民等を数時間内に避難や屋内退避等させるための基準	500 μ Sv/h（地上1 mで計測した場合の空間放射線量率 ^{注2)} ）	数時間内を目途に区域を特定し、避難等を実施。（移動が困難な者の一時屋内退避を含む。）
OIL 2	地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、地域生産物 ^{注3)} の摂取を制限するとともに、住民等を1週間程度内に一時移転させるための基準	20 μ Sv/h（地上1 mで計測した場合の空間放射線量率 ^{注2)} ）	1日内を目途に区域を特定し、地域生産物の摂取を制限するとともに、1週間程度内に一時移転を実施

注1) 「初期設定値」とは緊急事態当初に用いるOILの値であり、地上沈着した放射性核種組成が明確になった時点で必要な場合にはOILの初期設定値は改定される。

注2) 本値は地上1 mで計測した場合の空間放射線量率である。実際の適用に当たっては、空間放射線量率計測機器の設置場所における線量率と地上1 mでの線量率との差異を考慮して、判断基準の値を補正する必要がある。

注3) 「地域生産物」とは、放出された放射性物質により直接汚染される野外で生産された食品であって、数週間以内に消費されるもの（例えば野菜、該当地域の牧草を食べた牛の乳）をいう。

2 避難、屋内退避等の防護措置の実施

(1) 避難、屋内退避等の指示の伝達

防護対策区域内において、退避誘導を担当する各班は秘書広聴班が行う広報と並行して、立哨及び巡回等により口頭で指示を伝達する。

【実用発電用原子炉施設の場合】

- ①町長は、施設敷地緊急事態発生時には、国、県の指示又は独自の判断により、UPZ内における予防的防護措置（屋内退避）の準備を行うこととする。
- ②町長は、内閣総理大臣が原子力緊急事態宣言を発出し、PAZ内の避難を指示した場合は、国、県の指示又は独自の判断により、UPZ内における予防的防護措置（屋内退避）を行うこととする。
- ③町長は、事態の規模、時間的な推移に応じて、国から避難等の予防的防護措置を講じるよう指示された場合、又は国及び県と連携し、緊急時モニタリング及び汚染状況調査の結果、原子力災害対策指針に基づいたOILの値を超え、又は超えるおそれがあると認められる場合は、住民等に対する屋内退避又は避難のための立ち退きの指示等の連絡、確認等必要な緊急事態応急対策を実施するとともに、住民避難の支援が必要な場合には県と連携し国に要請するものとする。
- ④町は、住民等の避難誘導に当たっては、県と協力し、住民等に向けて、避難や避難退域時検査等の場所の所在、災害の概要、緊急時モニタリング結果や参考となる気象予測及び大気中拡散予測、その他の避難に資する情報の提供

に努めるものとする。また、町は、これらの情報について、原子力災害現地対策本部等及び県に対しても情報提供するものとする。

⑤町は、避難のための立ち退きの指示等を行った場合は、県と協力し、戸別訪問、避難所における確認等あらかじめ定められた方法により住民等の避難状況を確認するものとする。また、避難状況の確認結果については、原子力災害現地対策本部等及び県に対しても情報提供するものとする。

⑥町は、茨城町の区域を越えて避難等を行う必要が生じた場合は、県の指示のもと避難するものとする。

【実用発電用原子炉施設以外の原子力施設の場合】

①町長は、原子力緊急事態宣言が発出された場合において内閣総理大臣、知事の指示に従い、又は独自の判断により、住民等に対する屋内退避又は避難のための立ち退きの指示等の連絡、確認等必要な緊急事態応急対策を実施するとともに、住民避難の支援が必要な場合には県と連携し国に要請するものとする。

②町は、住民等の避難誘導に当たっては、県と協力し、住民等に向けて、避難所の所在、災害の概要、緊急時モニタリング結果や参考となる気象予測及び大気中拡散予測、その他の避難に資する情報の提供に努めるものとする。

③町長は、避難のための立ち退きの指示等を行った場合は、県と協力し、戸別訪問、避難所における確認等あらかじめ定められた方法により住民等の避難状況を確認するものとする。また、避難状況の確認結果については、原子力災害現地対策本部等及び県に対しても情報提供するものとする。

④町は、茨城町の区域を越えて避難等を行う必要が生じた場合は、県の指示のもと避難するものとする。

(2) 避難、屋内退避等の実施方法

避難、屋内退避等の実施方法は次のとおりである。

感染症流行下での原子力災害時においては、自宅等で屋内退避を行う場合、放射性物質による被ばくを避けることを優先し、屋内退避の指示が発せられている間は原則換気を行わないものとする。

また、自然災害により指定避難所で屋内退避をする場合には、密集を避け、極力分散して退避することとし、これが困難な場合は、あらかじめ準備をしているUPZ外の避難先へ避難する。

ただし、一時集合所において一時的に滞在する場合、安定ヨウ素剤の緊急配布場所において屋内で配布する場合、UPZ内の医療機関や社会福祉施設等で屋内退避を行う場合及び自然災害により指定避難所で屋内退避をする場合等、感染症対策の観点から、放射性物質の放出に注意しつつ、30分に1回程度、数分間窓を全開にする等の換気を行うこととする。

① 遵守事項

a 屋内退避の指示が発せられた段階では、帰宅することを原則とする。

また、自宅のある地域が既に避難の対象となるなど、学校、職場等からの帰宅が困難な場合には、滞在している場所に屋内退避するものとする。

b 避難、一時移転等の指示が発せられた場合には、自家用車等による避難を開始するものとする。

c 自家用車を持たないあるいは使用しない住民は、一時集合所へ移動したのち、バス等により避難するものとする。

- d 避難した住民に放射性物質が付着しているかどうかを検査し、移動に問題がないことを確認するため、避難退域時検査を実施するものとする。

② 留意事項

- a 町長は、避難の措置を講じるにあたっては、乳幼児、児童、妊婦及びその付添人を優先する。
- b 町長は、要配慮者に十分配慮し、徒歩又は自家用車による避難が困難な場合は、避難行動要支援者支援制度を活用しながら、手配した車両により搬送するものとする。
- c 町長は、避難者等の搬送の車両が不足する場合は、県災害対策本部長に対し応援を要請するものとする。
- d 町長は、避難の対象地域並びに避難所等に職員を派遣するとともに、関係機関、自主防災組織等の協力を得て、住民に対する避難所等への移動の指示、誘導、避難所等への搬送の乗車割当等の業務を円滑、迅速に行う。
- e 町長は、学校、病院等の規模の大きな施設の生徒、住民の避難を実施する場合は、当該施設の管理者及び関係機関との連絡を密にし、迅速かつ適切に行われるよう配慮するものとする。
- f 町長は、自主防災組織等による協力を得て、避難所等における住民の受け入れ・保護及び避難所等の運営、管理を行うとともに、避難者にかかる情報の早期把握に努め、県災害対策本部長あて報告するものとする。
- g 町長は、県災害対策本部長と連携し、住民の安否情報の提供等に資するため、地区毎の住民の最終的な受け入れ施設の所在等について、幅広く広報を行う。

③ 協力要請

町長は、必要なときは、県を通じて関係原子力事業所、自衛隊、海上保安庁、関東運輸局（茨城運輸支局長）及び輸送機関に対し、避難者等の緊急輸送について協力を要請する。

3 避難所の開設、運営等

- (1) 町は、県の協力のもと、緊急時に必要に応じ避難及び避難退域時検査等の場所を開設し、住民等に対し周知徹底を図るものとする。また、必要があれば、あらかじめ指定された施設以外の施設についても、災害に対する安全性を確認の上、管理者の同意を得て避難所として開設するものとする。

①施設の管理

ア 管理

避難所等の使用、諸設備等の利用は、当該施設管理者の承諾と協力を得て行う。

イ 運営

施設の運営は、各部の応援を得て「保険班、健康増進班」が行い、実施状況を記録し、本部事務局長に報告し、本部事務局長は本部長に報告する。

ウ 食糧、生活必需品等の供給

避難した住民に食糧、生活必需品等の供給を要するときは、2. 地震災害対策計画編 第2章第5節第5「生活救援物資の供給」の定めるところによる。

エ 飲料水の供給

飲料水は、原則として現有の水道設備を利用するが、水源、水道設備等の汚染により当該施設及び周辺の水道が使用できないときは、汚染していない地域から「水道班」が給水タンク、ポリ容器、ポリ袋等により給水を行う。

②資機材、食糧、生活必需品等の調達

避難所等の運営に必要な資機材、食糧、生活必需品等については、各部班の要求に応じ、「商工観光班」が町内業者等の流通在庫品から調達する。なお、調達した資機材は、検収後、「商工観光班」が各施設へ搬送する。

③避難受け入れ者の把握

避難所の運営に当たる「保険班、健康増進班」は、受け入れた住民を把握するため記録するとともに、その結果を本部事務局長に報告し、本部事務局長は本部に報告するものとする。

- (2) 町は、県の協力のもと、各避難所の適切な管理、運営を行うものとする。この際、避難所等における正確な情報の伝達、食料、水等の配布、安定ヨウ素剤の準備、避難退域時検査の実施、清掃等については、避難者、住民、自主防災組織等の協力を得ながら必要な体制を整えるものとする。
- (3) 町は、県と連携し、避難所における生活環境に注意を払い、常に良好なものとするよう努めるものとする。
- (4) 町は、国、県と連携し、常に良好な衛生状態を保つように努めるとともに、被災者の健康状態を十分把握し、必要に応じ救護所等の設置や心のケアを含めた対策を行うものとする。
特に、傷病者、入院患者、高齢者、障がい者、外国人、乳幼児、妊産婦等の要配慮者等の心身双方の健康状態には特段の配慮を行い、必要に応じ福祉避難所や社会福祉施設等での受け入れ、介護職員等の派遣、車椅子等の手配等を福祉事業者、ボランティア団体等の協力を得つつ、計画的に実施するものとする。また、町は、県と連携し、保健師等による巡回健康相談等を実施するものとする。
- (5) 町は、県と連携して、避難所の運営における女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮するものとする。特に、女性や子育て家庭のニーズに配慮した避難所の運営に努めるものとする。
- (6) 町は、住民等が避難区域等から避難した後に、県が行う住民等（避難運送に使用する車両及びその乗務員を含む。）の避難退域検査等に協力するものとする。
- (7) 町は、県と連携して、感染症防止対策として、自然災害の場合と同様に、感染者とそれ以外の者との分離、人と人との距離の確保、マスクの着用、手洗いなどの手指衛生等の対策を実施するものとする。

4 安定ヨウ素剤の配布及び服用

町は、原子力災害対策指針を踏まえ、国が決定した方針に従い、県、医療機関等と連携して、安定ヨウ素剤の服用にあたっての注意を払った上で、住民等に対する服用の指示等の必要な措置を講じるものとする。

緊急時における住民等への安定ヨウ素剤の配布及び服用については、原則として原子力規制委員会がその必要性を判断し、災害対策本部又は地方公共団体が指示することとされている。町は、県と連携し、災害対策本部の指示に基づき、又は自らの判断により、住民等に対し、原則として医師の関与のもとで、安定ヨウ素剤を配布するとともに、服用を指示するものとする。ただし、時間的制約等により、医師を立ち合わせることができない場合には、薬剤師の協力を求める等、あらかじめ定める代替の手続によって配布・服用指示を行うものとする。

5 学校等施設における避難措置

学校等施設において、生徒等の在校時に原子力災害が発生し、避難の指示等があった場合は、あらかじめ定めた避難計画等に基づき、教職員引率のもと、迅速かつ安全に生徒等を避難させるものとする。また、生徒等を避難させた場合及び生徒等を保護者へ引き渡した場合は、県又は町に対し速やかにその旨を連絡するものとする。

6 不特定多数の者が利用する施設における避難措置

斎場やショッピングセンター等の不特定多数の者が利用する施設において、原子力災害が発生し避難指示等があった場合は、あらかじめ定めた避難計画等に基づき、避難させるものとする。

7 飲食物、生活必需品等の供給

- (1) 町は、県及び関係機関と協力し、避難所等において必要となる食料、飲料水、燃料、毛布等の生活必需品等を調達、確保し、供給、分配を行うものとする。また、調達が困難な場合には、県災害対策本部長及び近隣の市町村長に協力を要請する。なお、必要とされる物資は、時間の経過とともに変化することを踏まえ、時宜を得た物資の調達に留意するものとする。また、要配慮者のニーズや、男女のニーズの違い等に配慮するものとする。
- (2) 町は、備蓄物資、自ら調達した物資及び国、他の県等によって調達され引き渡された物資を、被災者に対し供給を行うものとする。
- (3) 町及び県は、供給すべき物資が不足し、調達の必要がある場合には国（物資関係省庁）や原子力災害対策本部等に物資の調達を要請するものとする。

8 警戒区域の設定、避難指示等の実効を上げるための措置

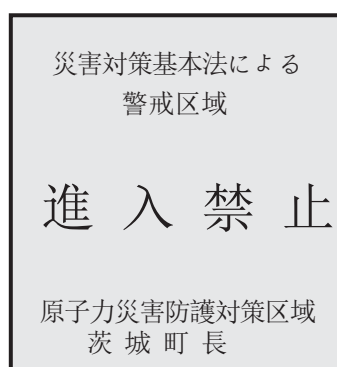
町長は、知事の判断に基づき、応急対策実施区域の指定を受けたときは、応急対策に従事する者を除き、この区域への立入りを禁止する。

町長は、必要と認めるときは、独自の判断又は県災害対策本部長の指導、助言を得て、原災法第28条第2項の規定に基づき読み替える災害対策基本法第63条第1項の規定に基づき警戒区域を設定するものとする。

また町長は、警戒区域もしくは避難の指示等を行った区域について、居住者等の生命又は身体に対する危険を防止するため、外部から車両等が進入しないよう指導するなど、警戒区域の設定、避難指示等の実効を上げるために必要な措置をとるよう現地対策本部、関係機関等と連携した運用体制を確立するものとする。

(1) 警戒区域（防護対策区域）であることの表示

道路建設班は、下記表示板を対象地域へ進入する道路上へ設置する。



* 形状及び規格は適宜とする。

* 「進入禁止」の表示は、実際にとられる措置を表示する。

(2) 地域住民への協力要請

本部長は、県災害対策本部等の行う防護対策活動が円滑に実施できるよう区域住民に協力を要請する。

なお、要請は、町防災行政用無線等により、概ね次の事項について行うものとする。

- ①対象区域の範囲
- ②交通制限、規制等の内容
- ③遵守事項
- ④その他必要な事項

(3) 規制、制限措置等状況の把握

道路建設班は、警戒区域へ進入する道路において、警察官と協力して人の立ち入り等を制限するとともに、水戸警察署及びその他の防災関係機関が実施する措置状況を把握し、本部長に報告する。

(4) 警戒区域の解除

本部長は、事故終息後、オフサイトセンターの原子力災害合同対策協議会における、検討、協議結果又は県本部長からの指示に基づき、警戒区域の解除を行う。

9 治安の確保及び火災の予防

町は、応急対策実施区域及びその周辺における治安の確保について治安当局と協議し、万全を期すものとする。

特に、避難のための立ち退きの指示等を行った地域及びその周辺において、パトロールや生活の安全に関する情報の提供等を実施し、盗難等の各種犯罪の未然防止に努めるとともに、国及び県と協力のうえ、応急対策実施区域及びその周辺における火災予防に努めるものとする。

第9節 要配慮者への対応

【本部班、福祉班、地域政策班】

1 広報

町は、県と連携し、視聴覚障がい者、外国人に配慮し、報道機関、語学ボランティアの協力を得て、テレビ、ラジオ、ホームページ等を活用して、字幕や文字放送、外国語放送等による情報提供を行う。

2 避難、屋内退避等

- (1) 町は、避難誘導、避難所での生活に関し県及び関係機関と連携し、国の協力を得て、要配慮者及び一時滞在者が避難中に健康状態を悪化させないこと等に十分配慮し、避難所での健康状態の把握等に努め、保健福祉等の各種サービスを提供するとともに、要配慮者に向けた情報の提供についても十分配慮するものとする。
- (2) 社会福祉施設は、原子力災害が発生し、避難の指示等があった場合は、あらかじめ施設ごとに定めた避難計画等に基づき、職員の指示のもと、迅速かつ安全に、入所者又は利用者を避難させるものとする。入所者又は利用者を避難させた場合は、町に対し速やかにその旨連絡するものとする。
- (3) 病院等医療機関は、原子力災害が発生し、避難の指示等があった場合は、あらかじめ機関ごとに定めた避難計画等に基づき、医師、看護師、職員の指示、引率のもと、迅速かつ安全に、入院患者、外来患者、見舞客等を避難又は他の医療機関へ転院させるものとする。入院患者、外来患者、見舞客等を避難させた場合は、町に対し速やかにその旨連絡するものとする。

第10節 緊急輸送

【本部班、道路建設班、消防部】

1 緊急輸送の順位

町は、緊急輸送の円滑な実施を確保するため、必要があるときは、次の順位を原則として、県等防災関係機関と調整の上、緊急輸送を行うものとする。

- 第1順位 人命救助、救急活動に必要な輸送、国の現地対策本部長、県及び所在・関係周辺市町村の災害対策本部長（又はその代理者）など
- 第2順位 避難者の輸送（P A Zなど緊急性の高い区域からの優先的な避難）、災害状況の把握、進展予測のための専門家（支援・研修センターの関係者を含む）、資機材の輸送
- 第3順位 緊急事態応急対策を実施するための要員、資機材の輸送
- 第4順位 住民の生活を確保するために必要な物資の輸送
- 第5順位 その他災害応急対策のために必要な輸送

2 緊急輸送の範囲

緊急輸送の範囲は以下のものとする。

- ア 救助・救急活動、医療・救護活動に必要な人員・資機材
- イ 避難者等の搬送
- ウ 国の現地対策本部長、県、所在・関係周辺市町村の災害対策本部長（又はその代理者）等、災害対策要員（原子力災害現地対策本部要員、原子力災害合同対策協議会及びその下に設置される関係各班の構成員）、国の専門家（支援・研修センターの関係者を含む）、緊急時モニタリング要員等及び必要とされる資機材
- エ 避難所を維持、管理するために必要な人員、資機材
- オ 一般医療機関、初期医療機関、原子力災害拠点病院、高度被ばく医療支援センターへ搬送する傷病者、被ばく者等
- カ 食料、飲料水等生命の維持に必要な物資
- キ その他緊急に輸送を必要とするもの

3 緊急輸送体制の確立

- ①町は、県及び関係機関との連携により、輸送の優先順位、乗員及び輸送手段の確保状況、交通の混雑状況等を勘案し、円滑に緊急輸送を実施する。
- ②本部長は、人員、車両等の調達に関して、関係機関のほか、県を通じ輸送関係省庁に支援を要請するとともに、必要に応じ県や周辺市町村に支援を要請する。
- ③本部長は、②によっても人員、車両等が不足するときは、オフサイトセンターの原子力災害合同対策協議会等の場を通じて、人員等の確保に関する支援を依頼する。
- ④町は、県の協力のもと、避難車両における感染症対策として、感染者とそれ以外の者との分離、人と人との距離の確保、マスクの着用、手洗いなどの手指衛生等を実施する。また、放射性物質による被ばくを避ける観点から、窓の開放等による換気は行わないことを基本とするが、感染症対策の観点から、放射性物質に注意しつつ、30分に1回程度、数分間窓を全開にする等の換気を行うよう努める。

4 緊急輸送のための交通確保

町の道路管理者は、交通規制に当たる県警察と、原子力災害合同対策協議会において相互に密接な連絡をとり、緊急輸送のための交通を確保するものとする。

第11節 救助・救急、消火及び医療活動

【本部班、健康増進班、消防部】

1 救助、救急及び消火活動

- (1) 町は、救助、救急及び消火活動が円滑に行われるよう、必要に応じ県又は原子力事業者その他の民間からの協力により、救助、救急及び消火活動のための資機材を確保するなどの措置を講ずるものとする。
- (2) 町は、災害の状況等から必要と認められるときは、消防庁、県、原子力事業者等に対し、応援を要請するものとする。この場合、必要とされる資機材は応援側が携行することを原則とする。

2 医療措置

1 基本方針

放射線被ばく又は放射性物質による汚染（以下「被ばく等」という。）を受けた者及びそのおそれのある者並びに一般傷病者に対する検査、除染、救護等の緊急被ばく医療活動は、資料31に示す緊急被ばく医療体制にゆだね、これに協力する。

3 町の緊急被ばく医療活動

(1) 地域住民に対する事前指導

本部班は、県の緊急医療センター長から地域住民の線量等量（被ばく線量）を低減するため事前指導を行うよう要請されたときは、当該地域住民に対し広報活動を行うこととする。

(2) 救護所の設置

本部長は、必要があると認めたときは、県の防護対策本部長に対し、町域内の屋内退避施設に県の救護所の設置を要請するものとする。また、県の緊急医療センター長から、町域内に救護所を設置する旨の連絡を受けたときは、その開設、運営に協力するものとする。本部班は、県の救護所が町域内に設置されたときは、被災住民に対する広報及び救護所の表示を行うものとする。

(3) ヨウ素剤の配布等

本部長は、県の緊急医療センター長から安定ヨウ素剤の服用又は服用の中止及び回収を指示されたときは、当該区域の住民に対してヨウ素剤の配布、服用又は服用の中止の連絡、回収を行うものとする。

第12節 飲食物等に関する措置

【本部班、農業班、水道班】

1 暫定飲食物摂取制限

本部長は、OILに基づく国及び県の指示により、UPZ内における一時移転の措置を講じる場合、併せて当該地域の生産物の摂取制限を実施するものとする。

2 飲食物等の摂取制限

本部長は、原子力災害対策指針に基づいたOILの値や食品衛生法上の基準値を踏まえた国及び県の指導・助言及び指示に基づき、次の措置を速やかに講ずるものとする。

- (1) 本部長は、知事の指示に基づき、当該区域内住民の汚染水源の使用禁止、汚染飲料水の飲用禁止等の措置を講ずるものとする。
- (2) 本部長は、知事の指示に基づき、当該区域内の住民、農畜水産物等の集荷機関、市場等に食料等の摂取及び採取の禁止、出荷制限等必要な措置を講ずるものとする。
- (3) 本部長は、知事から、飲料水あるいは食料等の摂取制限等の措置の指示を受けたとき、知事及び防災関係機関の長と協力して必要な飲料水、食料等の確保・供給に努めるものとする。

飲食物等の摂取制限に関する指標

基準の種類	基準の概要	初期設定値 ^{注1)}			防護措置の概要
OIL 6	経口摂取による被ばく影響を防止するため、飲食物の摂取を制限する際の基準	核種	飲料水 牛乳、乳製品	野菜類、穀類 肉、卵、魚、 その他	1週間内を目途に飲食物中の放射性核種濃度の測定と分析を行い、基準を超えるものにつき摂取制限を迅速に実施
		放射性ヨウ素	300Bq/kg	2,000Bq/kg ^{注2)}	
		放射性セシウム	200Bq/kg	500Bq/kg	
		ウラン	20Bq/kg	100Bq/kg	
		プルトニウム及び超ウラン元素のアルファ核種	1Bq/kg	10Bq/kg	

注1) 「初期設定値」とは緊急事態当初に用いるOILの値であり、地上沈着した放射性核種組成が明確になった時点で必要な場合にはOILの初期設定値は改定される。

注2) 根菜、芋類を除く野菜類が対象。

3 飲料水に関する措置

- (1) 飲料水の摂取の制限又は禁止は次により行う。

ア 上水道の緊急給水停止

県災害対策本部長からの指示に従い、汚染された水源からの取水と同水道系統からの給水を停止する。緊急の取水、給水の停止は本部長が決定し、水道班が指示する。

イ 上水道の使用禁止

緊急取水、給水停止措置の前に汚染水が給水されたおそれがある場合は、当該系統の上水道の使用を禁止する。

ウ 井戸等の使用禁止

県災害対策本部長から使用禁止の指示を受けた区域内に所在する井戸

等の使用を禁止する。

(2) 禁止指示の伝達

汚染水源の使用禁止、汚染のおそれのある飲料水の飲用禁止措置の伝達は、町防災行政用無線及び広報車により行い、伝達すべき内容は、次のとおりとする。

ア 禁止する施設及び区域

イ 禁止する理由

ウ 今後の見通し

エ 応急給水の実施方法

(3) 応急給水

水道班は、上水道及び井戸等の使用禁止措置がとられた地区に対して、被害を受けていない施設を利用して、搬送による応急給水を行う。

4 農畜水産物に関する措置

農畜水産物の摂取制限等の制限又は禁止は、次により行う。

(1) 集出荷機関への指示

本部長は、県災害対策本部長から農畜水産物の摂取及び採取の禁止、出荷制限等の措置を講じるよう指示された地区若しくは汚染のおそれが予想される地区について、農畜水産物の生産者及び集出荷機関の責任者に、農畜水産物の採取の禁止及び集出荷制限等必要な指示を行う。

(2) 摂取、採取、集出荷の禁止指示の伝達

農畜水産物の摂取、採取及び集出荷の禁止指示の伝達は、農業班及び本部班が集出荷機関等の責任者に対しては電話で、住民に対しては町防災行政用無線及び広報車により行い、伝達すべき内容は次のとおりとする。

ア 対象となる農畜水産物の種類

イ 禁止する区域

ウ 禁止する理由

エ 今後の見通し

第13節 防災業務関係者の安全確保

【本部班】

1 防災業務関係者の安全確保

町は、防災業務関係者が被ばくする可能性のある環境下で活動する場合には、原子力災害対策本部（又は現地災害対策本部）及び現場指揮者との連携を密にし、適切な被ばく管理を行うとともに、災害特有の異常な心理下での活動において冷静な判断と行動が取れるよう配慮するものとする。

また、二次災害発生の防止に万全を期するため、被ばくする可能性のある環境下で作業する場合の防災業務従事者相互の安全チェック体制を整えるなど、安全管理に配慮するものとする。

2 防護対策

- ① 本部長は、必要に応じ防災業務関係者に対し、防護服、防護マスク、線量計等の防護資機材の装着、安定ヨウ素剤の配備等必要な措置を図るよう指示するものとする。
- ② 町は、県やその他防災関係機関に対して、必要に応じ、防護服、防護マスク、線量計及び安定ヨウ素剤等の防護資機材の調達の協力を要請するものとする。

3 防災業務関係者の放射線防護

- ① 防災業務関係者の放射線防護については、あらかじめ定められた緊急時の防災関係者の放射線防護にかかる基準に基づき行うものとする。
- ② 町は、県と連携して職員の被ばく管理を行うものとする。
- ③ 町の放射線防護を担う班は、対策拠点施設等において、必要に応じ県など関係機関に対し除染等の医療措置を要請するものとする。
- ④ 町は、応急対策活動を行う町の防災業務関係者の安全確保のための資機材を確保するものとする。
- ⑤ 町は、応急対策を行う職員等の安全確保のため、対策拠点施設等において、国、県及び原子力事業者と相互に密接な情報交換を行うものとする。

第14節 自発的支援の受け入れ等

【福祉班、町社会福祉協議会】

1 ボランティアの受け入れ

町は、国、県及び関係団体と協力し、ボランティアに対する被災地のニーズの把握に努めるとともに、ボランティアの受付、調整等その受け入れ体制を確保するよう努めるものとする。ボランティアの受け入れに際して、被ばくに留意するとともに老人介護や外国人との会話力等ボランティアの技能等が効果的に活かされるよう配慮し、必要に応じてボランティアの活動拠点を提供する等、ボランティアの活動の円滑な実施が図られるよう支援に努めるものとする。

2 国民等からの義援物資、義援金の受け入れ

(1) 義援物資の受け入れ

町は、県及び関係機関等の協力を得ながら、国民、企業等からの義援物資について、受け入れを希望するもの及び受け入れを希望しないものを把握し、その内容のリスト及び送り先を原子力災害対策本部等並びに報道機関を通じて国民に公表するものとする。また、現地の需給状況を勘案し、同リストを逐次改定するよう努めるものとする。

(2) 義援金の受け入れ

町は、県と十分協議の上、義援金の使用について定めるものとする。その際、配分方法を工夫するなどして、出来る限り迅速な配分に努めるものとする。

第15節 行政機関の業務継続に関する措置

【本部班】

- (1) 町は、庁舎の所在地が避難のための立ち退きの指示等を受けた地域に含まれる場合、あらかじめ定めた退避先へ退避するとともに、その旨を住民等へ周知する。
- (2) 町は、あらかじめ定めた業務継続計画に基づき、災害応急対策をはじめとして、退避後も継続する必要がある業務については、退避先において継続して実施するものとする。
- (3) 町は、応急対策実施区域含む町の区域内の一部が避難のため立ち退きの指示等を受けた区域に含まれ、かつ庁舎等が当該地域に含まれる場合は、当該指示等を受けていない地域内の適切な施設において必要な業務を継続できるよう、県の支援を受けるものとする。

第 4 章 原子力災害中長期対策

第 1 節 基本方針

本章は、原子力緊急事態解除宣言が発出された場合の原子力災害事後対策を中心に示したものであるが、これ以外の場合であっても、原子力防災上必要と認められるときは、本章に示した対策に準じて対応するものとする。

第 2 節 緊急事態解除宣言後の対応

【各班】

町は、内閣総理大臣が原子力緊急事態解除宣言を発出した場合においても、県及び関係機関や引き続き存置される現地対策本部及び原子力被災者生活支援チーム等と連携して、原子力災害事後対策や被災者の生活支援を実施するものとする。

第 3 節 放射性物質の除去等

【本部班】

事故発生事業所の長は、事故収束後も汚染拡大防止に努めるとともに、放射性物質の除去・除染及び放射線の遮へいを行うものとする。

事業所外において放射性物質によって汚染された区域又は物品等が認められる場合、町長は、立入制限区域を設定、公示するとともに、放射性物質の除去計画を原子力災害合同対策協議会で協議するものとする。

町は、支援・研修センターとの協力のもと、国、県、原子力事業者及びその他の関係機関と連携し、町域内の環境中の放射性物質の除去、除染を行うものとする。

第 4 節 各種規制措置の解除

【本部班】

町は、県と連携を図り、県が実施する緊急時モニタリング等による地域の調査、国が派遣する専門家等の判断、国の指導、助言及び指示に基づき、原子力災害応急対策

として実施された、立ち入り制限、交通規制、飲食物の出荷制限、摂取制限等各種制限措置の解除を行うものとする。また、解除実施状況を確認するものとする。

第5節 広報

【本部班、秘書広聴班、農業班】

町は、県が実施する緊急時モニタリングの結果や各種規制措置の解除、健康被害、環境被害等災害の状況を取りまとめ公表するとともに、わかりやすい形でその内容を町民に広報する。

この場合、避難・屋内退避等の措置が講じられた地域の住民は勿論のこと町民全体を対象とした広報を行うとともに、国及び県との連携のもと積極的な広報を行うものとする。

特に、農林水産業、商工業、観光業等への風評被害を防止するために、国、県と連携し、テレビ、ラジオ、ホームページ、広告、SNS等を用いた広報を行うとともに、主要市場、関係団体等への職員の派遣、街頭での周知宣伝等を通じ、各種安全宣言の周知活動やイメージ回復のためのキャンペーンを行うものとする。

第6節 被害状況の調査等

【各班】

1 被災住民の登録

町は、損害賠償の請求等に資するため、原則として退避所等に受け入れた住民について「被災地住民登録様式」により登録し、「被災地住民登録発行簿」に登録するものとする。

被災地住民登録様式は2部作成し、1部は被災者に交付し、1部は本部長が保管する。

2 被害調査の実施

町は、次に掲げる事項に起因して被災地住民がうけた被害を、風評被害を含め調査するとともに、必要な事項を記録するものとする。

- ア 退避、屋内退避等の措置
- イ 飲料水、食料等に関する各種規制措置
- ウ 立入禁止措置
- エ その他必要と認める事項

3 汚染状況図等の作成等

町は、国及び県と連携して被災地域の汚染状況図を作成するとともに、応急対策措置及び事後対策措置を記録しておくものとする。

4 被災者の生活の支援

- (1) 町は、被災者の自立的再建を促進し、安定した生活の早期回復を図るため、

国及び県と連携するとともに関係機関と協力し、必要に応じ義援金品の募集、配分、租税の減免に努めるとともに、資金の融資・貸付、損害賠償が円滑に行われるように努める。

- (2) 町は、国、県と連携し、被災者の自立に対する援助、助成措置について、広く被災者に広報するとともに、できる限り総合的な相談窓口等を設置するものとする。居住地以外の市町村に避難した被災者に対しても、必要な情報や支援、サービスを提供するものとする。

第7節 住民等の健康影響調査等の実施

【健康増進班】

町は、国及び県とともに、防護対策を講じた地域住民等に対して、支援・研修センター等の専門家の助言を得ながら、必要に応じ健康影響調査（健康診断等）及び心のケアを含む健康相談を実施するものとする。健康影響調査は、必要に応じ茨城県医師会、茨城県放射線技師会、茨城県看護協会、茨城県薬剤師会及び茨城県臨床検査技師会等の協力を得て実施するものとする。

第8節 事故発生事業者の原子力防災要員の派遣等

事故発生事業者は、県、所在・関係周辺市町村へ原子力防災要員等を派遣し、事故の経過の連絡、応急措置の報告等に関する説明を行うとともに、県及び所在・関係周辺市町村が実施する住民の健康診断、健康相談等の原子力災害事後対策の立案への参加や広報（住民相談窓口を含む。）への協力をする。

また、事故発生事業者は、被災者の損害賠償請求等のため相談窓口を設置する等、必要な体制を整備する。

第9節 物価の監視

【本部班】

町は、国、県及び関係機関と連携し、生活必需品の物価の監視を行うとともに、速やかにその結果を公表するものとする。